

久我殿

長宗 繁一

1. はじめに

京の文化と言え、その文化を形として残す平安京やその周辺に営まれた寺院をはじめ、大きくとらえれば京都盆地、さらにはこれを囲む山々までを含んでいる。それは平安時代から江戸時代、はたまた現在に至るまで長大な歴史を持ち、変遷を遂げている。その変遷の中で様々な姿を創り出している。そうした中で、平安京の邸宅と言え「寝殿造」をまず思いつく。ここに取り上げた久我殿は、平安時代後期から中世にかけて廳堂に重きをなした久我家の邸宅であり、京の南方に創り上げられたものである。一帯は、河川や池や森が幽玄に広がり、遠くに山々が連なり、京の邸宅では造り出せない景観があった。水閣と呼ばれる所以である。

平安時代から京内に造営された邸宅に対して、京外には離宮や別業が数多く造営される。その後期の代表的な姿として白河・鳥羽法皇による鳥羽殿などの院政期の造営のものがあげられる。また法皇関係の造営とは別に、京周辺に所領を数多く有する摂関家や権門勢家による造営も相次

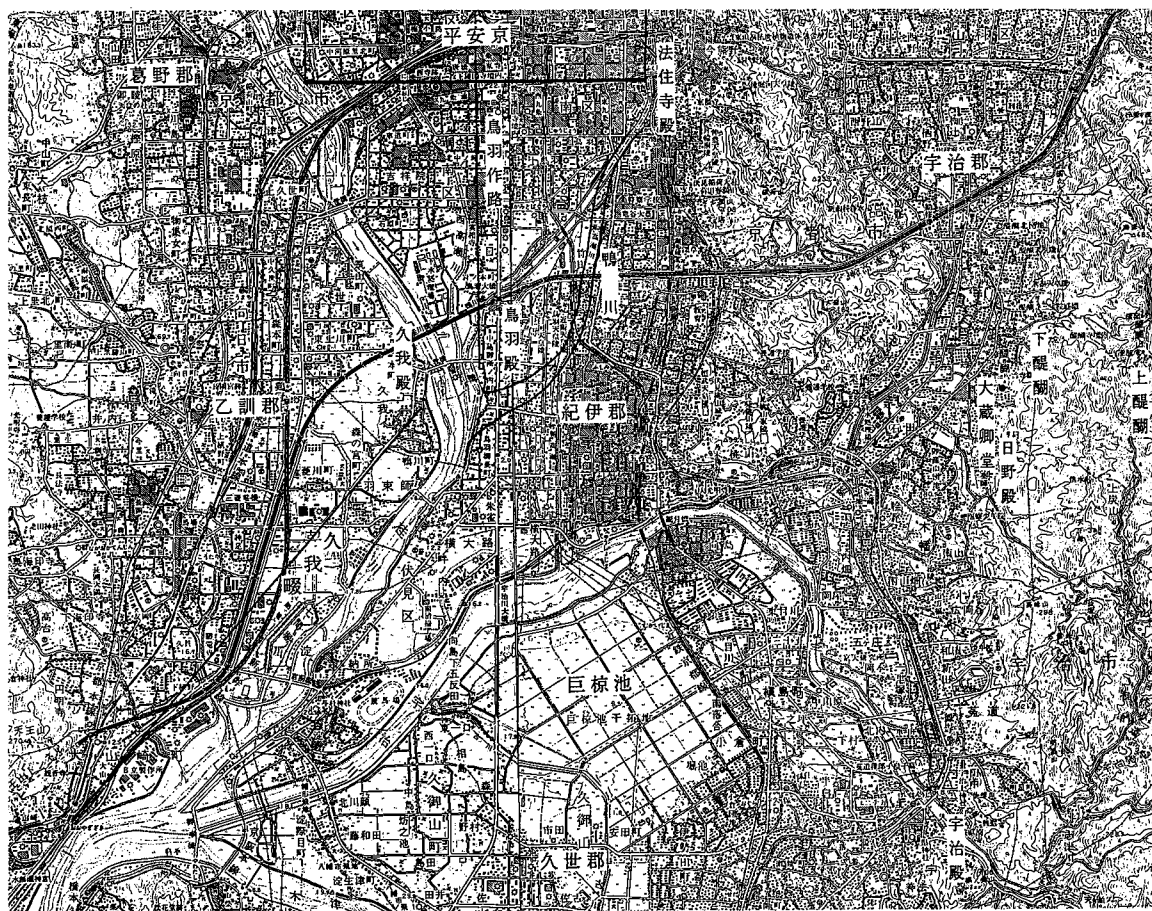


図1 久我殿位置図

久我殿

ぎ、中世を通じて見られる。これらは多くの場合、邸宅（御所）や仏堂（御堂）とが苑池とともに造営されている。壮大な規模を持ち周辺には家政機関や維持管理のための雑舎、これらを支える従人家屋で構成されている。この中には広大な所領の中に造営されるものがある。その一つに久我殿があり、京の南郊桂川右岸に所領を有し、その中程に位置する久我に邸宅を構えた。本家職は皇室とし、領家職と地頭職とを合わせ持ち長く久我荘を支配した。

久我殿に関わる記録としては、久我家に伝えられてきた『久我家文書』がある。久我家領に関わる記録をはじめとして、京郊中近世荘園の状況を知る資料として非常に貴重な史料となっている。久我家に残る史料を久我家は国学院大学に譲渡され、同大学では『久我家文書』として発刊された。これを通してその位置付けや構造について多くの研究がなされてきている⁽¹⁾。多くは荘園構成や支配体制および年貢徴収制度に関係するものであるが、文書の内容は多岐にわたっており今後も各種の研究対象として取り扱われていくものと思われる。

こうした中で久我殿を遺跡として取り上げられたものではなく、実際に周知の遺跡としても扱われていないため発掘調査もなく、その実態については不明のままである。ただ一部ではあるが、久我荘の中で実施した久我東町遺跡の調査があり、室町時代の環濠で囲まれる中世集落を検出している。その主館については拙稿でその概略を紹介した⁽²⁾。その後、この遺跡が久我村『老諺集』の中で「権現旧跡之事」として伝えられていたことを知った。本論考は、この『久我家文書』と『老諺集』から久我殿の構成を概観し、京郊公家邸宅の構造の一端を明らかにすることを目的とするものである。

『久我家文書』の刊行は、国学院大学久我家文書編纂委員会が編者となり全4巻と別巻からなる。別巻には、小川信氏による解説があり、発刊にいたる経緯や文書の内容および構成、久我家の歴史など全般について簡明に述べられている。また、編年総目録も付けられており文書全体の様子を知ることができる。「右京大夫源雅兼宅牒案」（保安3年（1122）11月24日）から始まり、「宮内省辞令」（明治42（1909）年6月16日）までを含む長大な史料である。中世から近代に至る久我家の歩み、特に中世における「久我本荘検注帳」をはじめとする史料は激動の渦の中、久我家の苦難の所領維持管理の歴史がわかるものとなっている。これらを知ることは、京郊における他の諸々の関係をも知ることにもつながるが、その文書の重要性和意味することについては、門外浅学な私にはとうてい解することはできない。すべては、別巻解説や多くの関係する論考に頼ることとしたい。

『老諺集』については、『季刊ぐんじょ』16（続群書類従完成会、平成4年春、再刊第16号、Vol.5、No.2）に岡野友彦氏⁽³⁾による翻刻『山城国乙訓郡久我村風土記「老諺集」について』がなされ、『老諺集』の成立や内容について述べられている。これによると、成立時期は元禄頃、作者は不詳であるが近世久我村の大地主安田家を中心とした人々と推測され、内容は久我村の地名や寺社旧跡を一項目ずつ取り上げその由来を示しており、中近世の久我荘を知る上で貴重な史料と述べられている。また、『老諺集』には竹中本と辻喜正氏所蔵（京都市歴史資料館に紙焼写真所蔵・一部「史料京都の歴史」に所載⁽⁴⁾）のものがあり、この二つは同一原本からの写本であり、辻家本

の方がより祖本に近いことが述べられている。

『久我家文書』記載史料の本文中での表記は、最初に引用するものについては「史料名」（巻数、文書番号、作成年月日）を記し、2度目からの引用については「史料名」のみを記した。文書番号は発刊された『久我家文書』の整理番号を使用した。

2. 久我荘と久我家

(1) 乙訓郡条里

久我は『日本三代実録』（天安3年（859）1月27日条）に「久我神」とあり、賀茂氏の山城進出の地であった⁽⁵⁾。

久我は「木我・古賀・古河・久何・孤河」などと史料には書かれている。久我は京の近郊に位置し、大阪から京に向かう街道筋にあたることから南北朝の動乱以後近世に至る間幾度となく政治的変動を直接受けることになる。

久我荘は、山城国乙訓郡の桂川右岸、現在の京都市伏見区久我一帯に位置している。成立当初は久我であったが、後に下久我と上久我に分れる。久我家領は久我荘を根本所領とし、時期的に消長はあるが、その領地のおおよその範

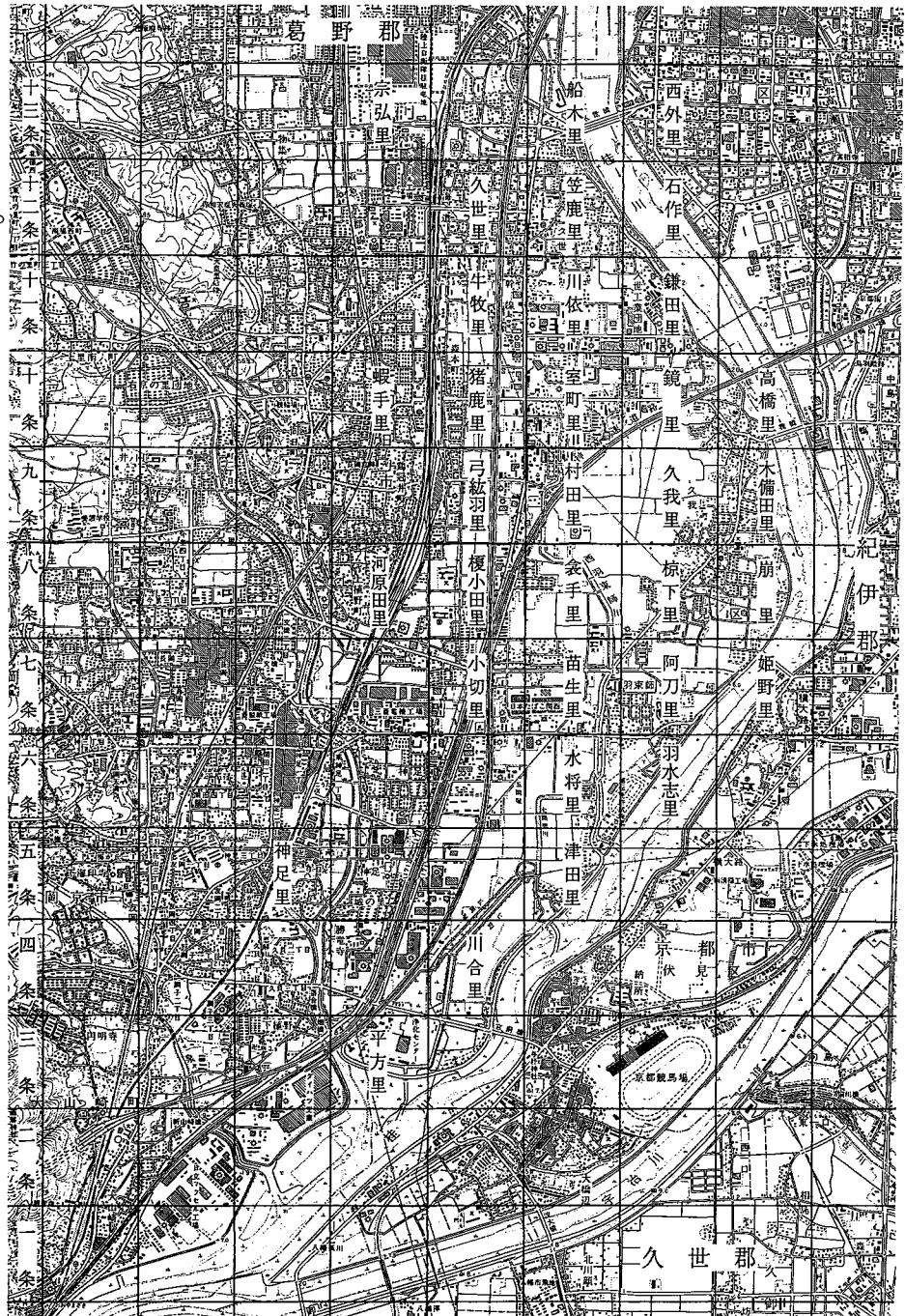


図2 乙訓郡条里図

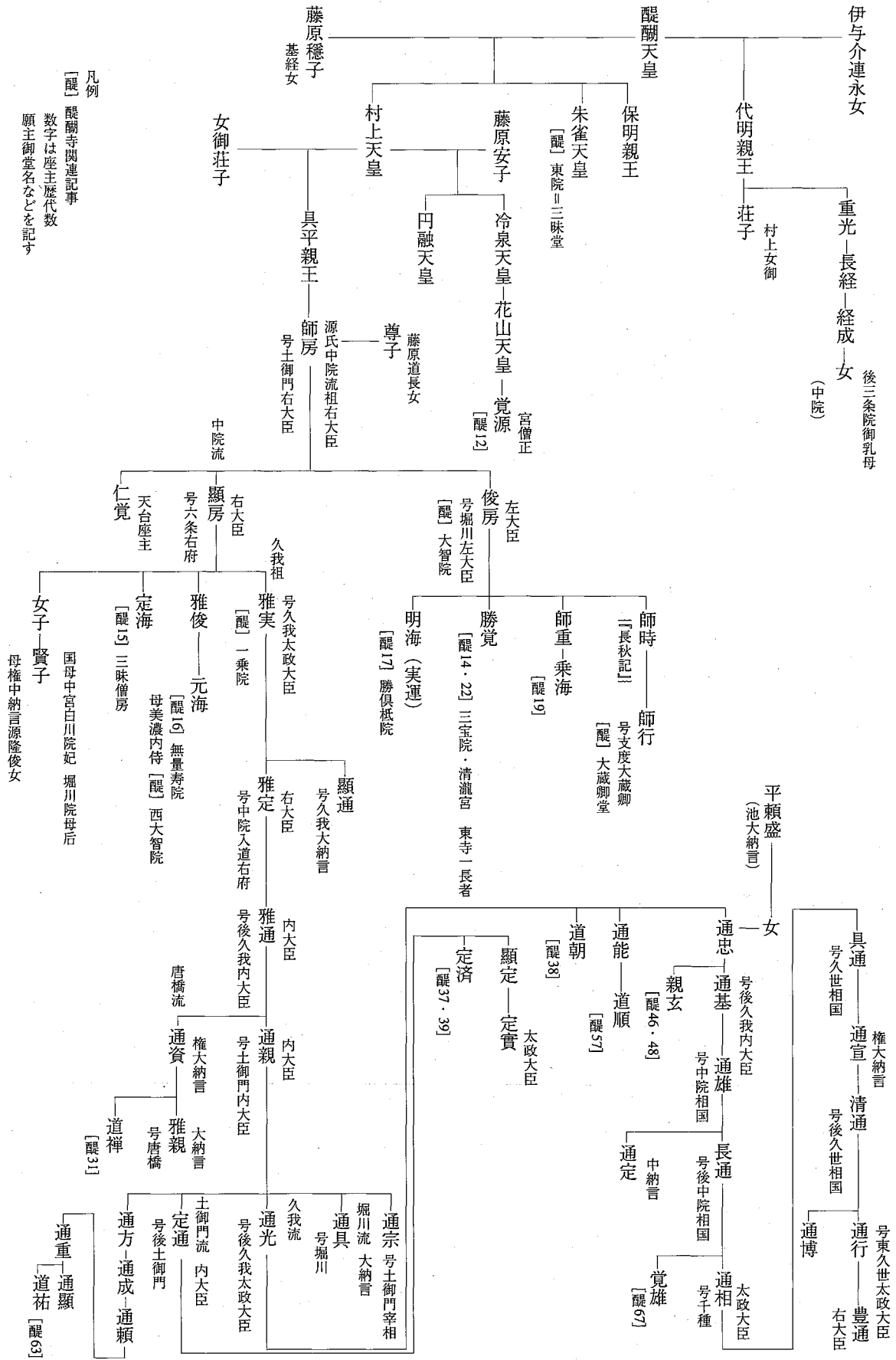


図3 村上源氏略系図

圃は、「山城国乙訓郡條里指図案」(第2巻、614-41、年月日未詳、鎌倉時代)に里名を記す範圍を中心に散在している。史料からは、北は上久世莊から南は樋爪莊まで所領が散在しており、乙訓郡の桂川西岸沿いの広範圍に及んでいることがわかる。

乙訓郡条里についてはすでに多くの研究がなされ、この條里指図などの史料から、南北に南から条数を数え、東西には固有里名が付けられていたことが明らかにされている。また現在の地表にみる水田区画も条里地割をそのまま伝えており、厳密な土地管理の歴史を裏付けている。すでに拙稿⁽⁶⁾で述べたとおり、発掘調査でも奈良時代の条里制遺構を現条里坪境と同じ位置の下層で検出しており、長岡京の条坊制の時期を挟んで、乙訓郡が大きな土地制度の改編を経た地域であることがわかった。条里制施工から条坊制施工さらに再条里制施工へと層位的に変遷することを実証した。

(2) 久我家の系統

久我家は村上源氏の嫡流として平安時代後期以降廳堂にその重きをなし、中近世の激動の中を生き抜いていく。図3に平安時代醍醐天皇以後の概略を示し、久我家の歴史をみてみたい。

村上天皇は醍醐天皇と藤原基経の娘穩子との間に生まれ、代明親王の娘莊子との間に具平親王をもうける。親王の息師房は源姓を賜わり村上源氏中院流の祖となる。師房は藤原道長の娘尊子との間に堀河左大臣俊房と六条右府顯房とをもうけ、藤原氏との関係を強くする。この二人が平安後期白河天皇専制時代に台頭し、顯房の息雅実へと続く。雅実は中院流正統を受け継ぎ、すでに顯房の時代に久我の所領に築かれていた邸宅に住み、久我太政大臣と号し久我家祖となる。以後、久我家は中世を通じて太政大臣まで昇るもの多数を数えた。中院流はその後、久我家を筆頭に堀川・六条・土御門・中院・北畠・唐橋・赤松・愛宕などに分派していく。

(3) 久我家の家領

久我家領の変遷については、『久我家文書』別巻で小川信氏が解説の中で述べられており、これを主に引用し、以下概略をみておきたい。

京内の宅地に関係するものから根本所領である久我莊および乙訓郡に散在するもの、各国に点在するものまで多くの家領関係文書がある。文書中最も古い史料は、源顯房の子で雅実の弟源雅兼の邸宅に関するもので、「右京大夫源雅兼宅牒案」(第1巻、1-1・2、保安3年(1122)11月24日と保安4年4月26日)がある。また、年月日未詳ではあるが、記載内容から源雅定(応保2年(1162)5月、69歳で逝去)の家領目録と推定される「中院流家領目録草案」(第1巻、3、建久元年(1190)頃)があり、陸奥から肥後まで28箇国に分布する71箇所の領地があげられている。平安時代後期中院流の龐大な家領をうかがうことができる。その後、庶流分譲や相続の混乱、地頭による押妨や南北朝の政治的変動などにより久我家領は減少する。「久我長通讓状(卷子)」(第1巻、80、観応元年(1350)8月13日)では、乙訓郡の家領の他は大部分を失っていることがわかる。

これらに対処するため戦国時代を含めて久我家は在地に庄官を補任し、請所契約をすることで家領の維持と年貢徴収をはかった。この契約に関係する文書類は40点近くみられ、14世紀後半か

久我殿

西暦	年号	関連事項	出典
859	天安3年	「久我神」久我の初出記事	『日本三代実録』天安3年1月27日条
1009	寛弘6年	具平親王薨	『日本紀略』寛弘6年7月28日条
1034	長元7年	久我家に向かう	『土右記』長元7年7月21日条
1077	承保4年	源師房(号土御門右大臣)没	
1087	応徳4年	上皇右大臣古河水閣に遊覧	『中右記』応徳4年2月10日条
1090	寛治4年	雅實上醍醐寺一乗院供養	『醍醐雜事記』
1092	寛治6年	斎宮右大臣久我水閣へ遷御	『中右記』寛治6年6月29日条
1094	嘉保元年	源顯房(号六条右府)没	
1102	康和4年	方違にて木我へ、内大臣の亭に行く	『殿暦』康和4年12月7日条
1108	天仁元年	上皇内大臣久我水閣へ方違	『中右記』天仁元年3月18日条
1122	保安3年	「右京大夫源雅兼宅牒案」	『久我家文書』第1巻、1-1・2、保安3年11月24日
1127	大治2年	久我雅實(号久我太政大臣)没 上醍醐寺一乗院願主および御骨安置	『醍醐雜事記』
1127	大治2年	雅實の葬礼を久我西辺でおこなう	『中右記』大治2年2月23日条
1162	応保2年	久我雅定(号中院入道右府)没 雅定御骨一乗院に安置	『醍醐雜事記』
1175	承安5年	久我雅通(号後久我内大臣)没	
(1190)		「中院流家領目録草案」	『久我家文書』第1巻、3、年月日不詳
1199	正治元年	通親久我荘を与えられる	『明月記』正治元年12月3日条
1202	建仁2年	久我通親(号土御門内大臣)没 後鳥羽院庁別当	
1206	建永元年	左衛門督久我亭に向かう、二階台閣に昇る	『明月記』建永元年8月19日条
1248	宝治2年	久我通光(号後久我太政大臣)没	
1250	建長2年	久我通忠(大納言)没	
1308	延慶元年	久我通基(号久我内大臣)没	
1329	元徳元年	久我通雄(号中院相国)没	
1350	観応元年	「久我長通讓状」	『久我家文書』第1巻、80、観応元年8月13日
1353	文和2年	久我長通(号後中院相国)没	
1363	貞治2年	6月14日「久我荘住民鳥羽荘に押し寄せ勅願寺家を焼く」	『後愚昧記』貞治2年6月20日条『大日本史料』
1363	貞治2年	6月18日「鳥羽住民久我別荘を焼く」	『後愚昧記』貞治2年6月20日条『大日本史料』
1363	貞治2年	6月20日「幕府軍勢鳥羽荘に発向公文屋敷や在家を焼き払う」	『後愚昧記』貞治2年6月20日条『大日本史料』
1371	応安4年	久我通相(号千種太政大臣)没	
1394	応永元年	来る11日足利尊氏久我殿入御のこと	「結城満藤書状案」『久我家文書』第1巻、167-12、応永元年8月3日
1396	応永3年	「久我本荘検注帳」「久我荘検注帳案」	『久我家文書』第1巻、142・143、応永3年10月
1397	応永4年	久我具通(号久世相国)没	
1433	永享5年	久我通宣(権大納言)没	
1478	文明9年	「久我家領山城国所々目録案」	『久我家文書』第1巻、273、文明9年
1478	文明10年	久我通行(号東久世太政大臣)没	
1521	永正18年	祭礼・金剛院・幕下亭・新造の記事	『二水記』永正18年4月11日条『大日本史料』
1536	天文5年	久我豊通(右大臣)没	
1599	慶長4年	久我敦通慶長4年勅勘	
(1700)		この頃『老諺集』作成	
1804	文化元年	「田中村廟所入用覚書」	『久我家文書』第3巻、829-1、文化元年7月10日

表1 久我殿関係年表

ら室町幕府滅亡近くの16世紀後半までのものがある。しかし戦国期の久我領以外のものは、久我家庶流の北畠氏が大名化して勢力をもち維持できた伊勢国家領と庶流堀川家の末裔赤松氏が守護であった播磨国家領のみという状況であった。こうしたなかで根本所領である久我領(「家領名区」)の支配強化をはかり、度重なる勢力交代に対しては天皇や幕府などとの関係に頼り、直接には家司や侍衆や名主(下級庄官的)による組織体制を整備することで対処した。文書としては「久我本荘検注帳」・「久我荘検注帳案」(第1巻、142・143、いずれも応永3年(1396)作成、以下単に検注帳と表記する場合はこの二つを指すものとする)などがあり、また図としては「乙

訓郡条里指図案」がこれにあたる。

信長入京以後は久我・本久世・東久世のみとなり、豊臣政権では久我上下庄千石ばかりを知行、江戸時代初期には慶長4年(1599)4月6日の敦通の不義による勅勘で知行没収となり、それ以後およそ半世紀空白状態となってしまう。その後通前・広通・通誠などによる幕閣への働きの結果七百石まで回復した。「田中村廟所入用覚書」(第3巻、829-1、文化元年(1804)7月10日)には洛外愛宕郡田中村具平親王廟所古墓の修復を行なっていることがわかる⁽⁷⁾。

以上が久我家領の概略である。これらの史料の中から、久我荘を取り扱う上で必要なものについて以下に示した。

(4) 家領史料

『久我家文書』家領目録史料のうち、久我庄が位置する乙訓郡内の主なものを、作成年代の古いものから示した。

◇「中院流家領目録草案」には御家領目録として山城國に「久我久世 赤目庄 小野御領 小塩庄 開田 浄土谷 石灰庄 長岡領」があげられている。12世紀後半には既に中院領として久我久世があることがわかる。

◇「久我長通讓狀」には長通(1353年没)から通相に讓渡された所領などが記されている。

「後中院殿御筆

讓附 家記・所領等⁽⁸⁾」

で始まり、記録文書・家領名區等・遠国家領・外家相伝池大納言(平頼盛)領・洛中名區が記されている。

この中の「家領名區等」には

山城國

久我領

久世

東久世(号植松、六条右大臣殿山庄)

久我本庄(元号下久我)

同新庄

久我西庄(付南棧敷跡并大聖院)

同新西庄

とあり、久我庄が4つの庄にわかれ複雑に散在していたことが窺われる。

◇「山城國乙訓郡條里指圖案」は、檢注帳に記された条里坪附けが久我庄を中心に乙訓郡五条津田里から十二条久世里まで広く散在しており、この範囲を示したものとみてまちがいない。乙訓郡の里名と位置を知ることのできる貴重な史料となっている。図4に示すように、この指図は「サシツ次第」の題目が付けられ、南を上にして里名と共にヒツメ(樋爪庄)・フルカワ(古川庄)・シミツ(志水庄)・大ヤフ(大藪庄)・ツキ山(築山庄)の位置もわかる。

◇「久我家領山城國所々目録案」(第1巻、273)は、年月日はないものの、慈照院殿(足利義政)

久我殿

御下知の「久我前右大臣（通博）家領目録」（第1巻、272、文明9年（1478）10月15日付）に記されている「別紙」に当たるとされるもので、これには

山城國所々

- 一、久我庄（付法久寺跡本役八十石）
- 一、本庄（付散在名）
- 一、成次
- 一、樋爪
- 一、本久世庄（号大藪）
- 一、東久世庄（号築山）

とある。成次は久我庄の下司名であり広大な田畠を所有しており、一つの所としての扱いを受けている。大藪が本久世、築山が東久世であることのわかる史料でもある。このように久我家文書には久我庄以外の所領についても多くの史料がある。

(5) 久我家の京内宅地

『久我家文書』中には家領関係文書から久我家の京内宅地を知ることができるものがある。⁽⁸⁾

その一つに前出した「久我長通讓状」中に、外家相伝池大納言（平頼盛）領と洛中名區に以下の宅地の記載がある。

外家相伝池大納言領

- 八条室町地方四町
- 梅小路東洞院（四分一余）

洛中名區

- 千種町方四町 （大王名跡とあり、具平親王の邸宅であったことがわかる）
- 源氏町方四町 （同じく大王名跡、往古は籠町八町とある）
- 小六条方四町半 （同じく大王名跡、六条右大臣殿とある、源顕房の邸宅）
- 土御門高倉四町⁽⁹⁾ （土御門右大臣殿とある、源師房の邸宅）
- 中院方四町
- 三条櫛匣 （後久我太政大臣殿跡とある、久我通光の邸宅）
- 河崎北泉 （土御門内大臣殿跡、号北泉大光明寺とある、久我通親の邸宅）
- 六条朱雀大光明寺
- 春日西洞院方四町（当時居住、三代槐府とある）

があげられている。

この他にも時代は下がるが、『久我家文書』には多くの京内所領や地子に関する史料がある。

(南)

		津田里	ヒツメ		
	羽水志里	フルカフ	水将里		
姫野里	阿刀里	シミツ	苗生里	小切里	
崩里	掠下里	[掠]	衾手里	榎小田里	河原田里
木備田里	久我里		村田里	弓絃羽里	カイト井
高橋里	鏡里		室町里	猪鹿里	蝦手里
	鎌田里	ツキ山	川依里	大ヤフ	牛牧里
	石作里	ツキ山	笠鹿里	大ヤフ	久世里
	西外里		船木里		

図4 「山城國乙訓郡條里指圖案」

大部分は、具平親王以来の宅地や代々の宅地を受け継いでいるようである。

3. 久我殿の沿革

久我殿は白河上皇による院政開始とともに造営された鳥羽殿とは、桂川を挟んで営まれている。白河天皇と顯房・雅実との関係の強さを裏付けているように思える。一方俊房の息師時、続く師行は、鳥羽殿の造営にも関係しており村上源氏がともに関係していることがわかる。また、村上源氏流派は醍醐寺を菩提寺⁽¹⁰⁾とし、朱雀天皇の東院の造営をはじめとして多くの子院や御堂を周辺⁽¹¹⁾の山麓に造営し、醍醐寺座主には流派の者が多数就いているがわかる。久我家では雅実が上醍醐一乗院を造営し、この堂には雅実自身とその子雅定の御骨が安置され、流派からの座主も多くを数えている。こうしたことから、村上源氏の流れに関係して醍醐寺・鳥羽殿・久我殿が密接に結びついていることが理解できる。(表1、図3参照)

久我殿を知ることのできる古い記事としては、

「・・向久我家、申剋還家、・・」(『土右記』長元7年(1034)7月21日条)

があり、11世紀前半に土御門右大臣源師房の別荘があった可能性がある。また、

「・・上皇白川右大臣古河水閣遊覧・・」(『中右記』応徳4年(1087)2月10日条)

「・・斎宮右大臣久我水閣遷御・・」(『中右記』寛治6年(1092)6月29日条)

「・・晩景上皇為令違夏節分給、俄有御幸内大臣久我水閣、暁還御鳥羽云々、・・」(『中右記』天仁元年(1108)3月18日条)

などがみえ、白河上皇などが遊覧遷御するまでに整った水閣が造営されていたことがわかる。先にも述べた建久元年(1190)頃の「中院流家領目録草案」より以前に領地が成立していたことがわかる。

『明月記』正治元年(1199)では、後鳥羽院の近臣であった通親に久我庄が与えられ、これが賄賂による事を作者藤原定家が嘆いている。同じく『明月記』建永元年(1206)8月19日条には、定家らが久我通光の久我亭に向かい、二階楼閣に昇り月の田野を眺めその景観を讃め、和歌3首を詠んでいる。さらに「結城満藤書状案」(第1巻、167-12、応永元年(1394)8月3日)には足利義満が来る11日に久我殿に入御することが記されている。時代は下がるが、『二水記』永正18年(1521)4月11日条には「金剛院」や「幕下亭」(久我通言亭)や「新造」(前右府久我豊通亭)⁽¹²⁾が見える。

このように久我殿は11世紀には創始され、後半には本格的な邸宅が営まれたことがわかる。12世紀末には邸宅周辺の久我荘を含めた領家職をも手に入れ、以後その歴史は長く、代々の邸宅がどのように変遷し、どこに位置したのか史料からは明らかではない。前述したように久我本庄は下久我であることから、「久我家」や「久我水閣」などと呼ばれる久我殿は下久我周辺に営まれたものと思われる。また、前出した「南棧敷跡」とあるように、南殿が本来の久我殿であったようである。

4. 史料の整理

平安時代後期から中世にかけての久我殿の構成を、現地比定と共にその内容を知ることのできる史料として、次ぎにあげる応永年間の状況を記した『久我家文書』中の検注帳と、江戸時代に作成された『老諺集』がある。以下この二つの史料を整理することで久我殿をみてみたい。

(1) 検注帳

「久我本荘検注帳」と「久我荘検注帳案」の二つの検注帳には、先に述べた乙訓郡条里の坪附けにしたがって検注が示されており、その記載事項によって坪単位の復原が可能となっている。この検注帳から、久我殿の景観を含めた復原に必要なと思われる久我殿関連事項および土地条件関連事項を取り上げ分類したのが表2～7である。各々の項目で抽出したので、同じ記載が数表に表示される場合がある。

各表から久我殿の御所と御堂と墓所の位置関係、久我家の家政機関、久我庄の荘園管理機関や名主屋敷の位置関係をとらえることができる。また路や池や桂川の位置なども知ることができる。

この検注帳以後にも、各時代の検注帳や田畠に関する目録など多数が『久我家文書』の中にはある。その変遷を追うべきであるが、ここで扱った検注帳で目的の大部分は達せられる。

(2) 老諺集

『老諺集』所載の項目のうち、久我殿の旧跡や土地条件などを記す内容を持つもののみを抜きだしてみた。

◇祭 四月上之巳、葵祭止申伝也、上古御旅所有出御、七日ノ間也、

四月のはじめの巳の日に行われ葵祭と伝えられる祭である。また「上古御旅所有出御、七日ノ間也、」とあり、御旅所から出て7日間行われるものであることがわかる。千種祭のこと。

◇久我社 ・・延喜式神名帳云、山背国乙訓郡久我神社 ・・秘伝神書抄曰、桓武天皇都干長岡、帝城良角之鎮守、建角身命是也、貞観式曰、元年正月正六位勲六等授久我神云々、鴨森大明神者久我神社也、 ・・

下久我鴨森大明神が久我神社であることがわかる。

◇御旅所旧跡之事 森之西方三丁境内、也田地而謂字於婦夫木、 ・・

久我社の西方に位置する。

◇願応寺旧跡之事 寛永年中、到于社僧蓮住院松庵而絶 ・・

◇権現旧跡之事 除地五間八間、久我之南志水村之北在野中、蔵王権現也、今上久世村有之、古老云伝 ・・

棕下里25坪あたりにある小字「権現」付近に所在したものと思われる。後述する久我東町遺跡あたりに相当する。

◇薬師堂 石仏也、瓦葺一間四方、除地九間十一間、俗呼云奴奸堂近辺田畑之字如此、久我里巽方有小村開土止云也、有池堂河止云也、薬師如来者羽束石神宮寺之本尊止申伝矣、彼開土之九衛門止云者、代々支配之村中雖爲法花靈驗、依有之八日十二日參詣不絶也、

表2 御所関連記事

(1) 中殿関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
木備田里2		1			中殿出田	右近太郎
木備田里3			180		中殿	右近太郎
木備田里3			78		中殿	左近太郎
木備田里3			180		中殿	左近太郎
木備田里3			180		中殿	沙汰人給
木備田里3			280		中殿	道阿弥
木備田里3		1	60		中殿	四郎五郎
木備田里3			140		中殿	四郎五郎
木備田里3			160		中殿	右近太郎
木備田里3			170		中殿	声聞
木備田里3			240		中殿	右近太郎
木備田里3		1			中殿	小次郎
木備田里3		3			中殿藪池 溝	
木備田里4			140		中殿	道阿弥
木備田里4			94		中殿	藤五
木備田里4			290		中殿	左近太郎
木備田里4			270		中殿	左近太郎
木備田里4			80		中殿	兵衛太郎
木備田里4			120		中殿 藪内	妙要
木備田里4			141		中殿	是中
木備田里4		1	180		中殿	沙汰人給
木備田里4		3	180		中殿 藪	
木備田里5		1			中殿	左近五郎
木備田里5			180		中殿	左近五郎
木備田里5			113		中殿	兵衛太郎
木備田里8		1			中殿	宮内給
木備田里8			72		中殿	又九郎
木備田里8			144		中殿	又七
木備田里8			54		中殿	大夫三郎
木備田里9			178		中殿	是中
木備田里9			97		中殿	源阿弥
木備田里9			270		中殿	四郎五郎
木備田里9			90		中殿	孫三郎
木備田里9			90		中殿	次郎太郎
木備田里9			50		中殿	藤五
木備田里9			97		中殿	彦三郎
木備田里9			50		中殿	彦次郎
木備田里9			60		中殿	宮内四郎
木備田里9			24		中殿	
木備田里9		1	146		中殿	明善
木備田里9			205		中殿	治部太郎
木備田里9			205		中殿	
木備田里9			180		中殿藪	
木備田里10			216		中殿	為重名
木備田里16		1			中殿	明善
木備田里16			180		中殿	治部太郎
木備田里16			165		中殿	壇 右近太郎

(2) 南殿関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
久我里25		1	120		南殿	
久我里35		1			南殿	妙浄
久我里36			98		南殿	妙浄
久我里36		1	332		南殿作	妙浄
久我里36		4	300		南殿藪并路河	
木備田里1			20		南殿地藏堂敷	
木備田里1			360		南殿田藪中下号	
木備田里1		5	2	池高畠	南殿藪	
木備田里2			240	藪ソヘ	南殿	妙浄
木備田里2			120	藪ソヘ	南殿	妙浄
木備田里2		6	194		南殿藪 池路	

(3) 大御所関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
鏡里34		6			大御所	
高橋里2		8	110		大御所	馬場
高橋里3		1			大御所	

(4) 新御所関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里11			72	新御所北		重安名
高橋里11			36	新御所西		重安名
高橋里11		1	10		新御所敷地	
高橋里12			100	新御所西		重安名
高橋里12			240	新御所西	金剛院領	
高橋里12			216	新御所西	預所分	兵衛三郎
高橋里12		3	188		新御所	
高橋里13		1		新御所北	預所佃	左近太郎
高橋里14			90	新御所北		重安名
高橋里14		1	322	新御所北	預所佃	左近太郎
高橋里14		1	300	新御所北	預所佃	宮内
高橋里14			248		新御所 三角垣内二入	

(5) 巽殿関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
木備田里6			300		巽殿 藪	
木備田里6			180	タツミ殿藪	弥方屋敷八講	妙要
木備田里7			100		巽殿藪	

(6) 馬場関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里2		8	110		大御所 馬場	
高橋里5		1	138	馬場末	堤西	鴨川ノ一阿弥
高橋里5			120	馬場末	沙汰人給	
高橋里7		3	98	馬場末		法橋
高橋里8		1	237	馬場末		鴨河法橋
高橋里8		1	270	馬場末		一阿弥
高橋里8			120	馬場末	沙汰人給	
高橋里8			240	馬場末		左衛門三郎
高橋里8		1	178	馬場末		小太郎
高橋里9			120	馬場末		法橋
高橋里9			50	馬場末		法橋
高橋里9			158	馬場末		
高橋里9			180	池ノ跡馬場東		
高橋里10		2	180	馬場東		重安名
高橋里10			160	馬場東		重安名
高橋里10		4	240	馬場	三角垣内藪	
高橋里11			110	馬場首路ヨリ西	預所分	是中
高橋里11			170	馬場ソヘ		為重名
高橋里11			205	馬場ソヘ		国行名
高橋里11		5			馬場池	
高橋里12			90	馬場首	預所分	是中
高橋里16			150	馬場末		浄珠
高橋里16			210	馬場末		兵衛三郎
高橋里16			140	馬場末		浄珠
高橋里16			204	馬場末	沙汰人給	
高橋里16			120	馬場末		法橋
高橋里16			313	馬場末		小太郎
高橋里16			180	馬場末		左近太郎
高橋里16			46	馬場末		左近太郎
高橋里17		4	181	馬場末		法橋
高橋里17			45	馬場末		法橋
高橋里17		1	352	馬場末		小太郎
高橋里17			190	馬場末		浄珠
高橋里17			250	馬場末		宮内
高橋里17			180	馬場末		孫三郎
高橋里17			108	馬場末		源次郎
高橋里20			50	馬場末		法橋
高橋里20			120	馬場末		法橋
高橋里20			200	馬場末		孫三郎
高橋里20			45	馬場末		五藤三郎
高橋里20			150	馬場末		源次郎
高橋里21		1	276	馬場末		法橋
高橋里21			50	馬場末		左近太郎
高橋里21			80	馬場末		藤五
高橋里21		1	60	馬場末		源阿弥
高橋里21			190	馬場末		善阿弥
高橋里21			200	馬場末		小太郎
高橋里21			60	馬場末		彦太郎

高橋里21			220	馬場末		小太郎
高橋里21			70	馬場末		四郎
高橋里21			72	馬場末		次郎三郎
高橋里22			100	馬場末		彦五郎

表3 御堂関連記事

(1) 巨源院関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里1		4	236		巨源院敷地	
木備田里6		5	130		巨源院敷地 路共	
久我里31		2			巨源院敷	
鏡里36		1			巨源院敷	

(2) 清浄金剛院関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
鏡里26		2	120	南ヨリ二番目	清浄金剛院領	依貞名
鏡里26		2	120		清浄金剛院領	國行名
鏡里26		1			清浄金剛院領	為重名
鏡里26		1	120		清浄金剛院領	左近太郎
鏡里35		2			清浄金剛院領	小太郎
鏡里35		7	225		清浄金剛院林	
鏡里36		2		西ノ敷ノ内	清浄金剛院領	明善
鏡里36		1	263		清浄金剛院林	
高橋里1			60		茶園 金剛院	
高橋里2			180		茶園 金剛院	
高橋里12			240	新御所西	金剛院領	

(3) 大聖院関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里1		2	120		大聖院敷地	
高橋里12		5			大聖院敷地	
木備田里6			56		大聖院	
木備田里6			240	薬師堂	大聖院分	
木備田里7			210		大聖院殿	
木備田里7		2	300		大聖院敷地	

(4) 淨蓮華院関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
木備田里7		5			淨蓮華院	
木備田里8			240		淨蓮華院内	

(5) 寺関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
木備田里16		1			安養寺敷地	
高橋里16			144	三角垣内北	刑部次郎給	安養寺
鏡里1					戒光寺	
高橋里14			140	路ノ東	玉円寺	重安名
木備田里17			30		玉円寺茶園	
木備田里7			120		玉円寺敷地	
木備田里8			120		玉円寺敷地	
木備田里17			46		玉円寺敷地	
高橋里11			120		玉円寺免	重安名
高橋里1		1	320		寺前御佃	重安名寄地
高橋里2			340		寺前御佃	重安名寄地
木備田里4			90		西光寺敷地御免	
久我里36			90		路ヨリ西	覚円寺
阿刀里30			120	若王寺東		給分妙観
阿刀里30		2			若王寺敷地	

(6) 堂関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
椋下里31			98		地藏堂敷地	小目源次
木備田里1			20		南殿地藏堂敷	
木備田里6			240		薬師堂	大聖院分
木備田里10			120		薬師堂	玄阿弥
木備田里9		1			薬師堂敷地	
木備田里9			180		薬師堂本屋敷	

(7) 神社関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
鏡里32		1	180		菱妻神敷地	
鏡里36			300	ヤフソハ	菱妻神田	神主作
高橋里4			120		菱妻掃除免	
高橋里4			80		菱妻掃除免	
室町里7			240		菱妻	久我神田

村田里19		2		本家賀茂	菱妻神田	
棕下里14			300		菱妻神田	左衛門三郎
久我里15		1	22		森宮神田 本西庄	
鏡里7		2	180	ウシトラ	若宮神田	末次名
高橋里9		1	200	若宮路上下	一反神田 禰宜給	重安名
村田里13		1	60	森宮神田		
村田里16		2	70	森宮神田	東一三	
村田里20		2	80	森宮神田		

表4 諸機関関連記事

(1) 政所・預所・御輿宿関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里13		1	300		政所屋敷	
高橋里13			120		政所屋敷	重安名
久我里29			50		預所分	治部太郎
久我里29			35		預所分	治部太郎
久我里30		5	151	山ノ南	此内1反屋敷畠也、60歩預所分	重安名
久我里32			180	ヒツシサルスミ	預所分	
久我里34		3	126		預所名	
高橋里1			144		預所分	兵衛三郎
高橋里2			40	ホリノハタ	預所分	是中
高橋里4		2	180		預所分	吉方名
高橋里11			110	馬場首路ヨリ西	預所分	是中
高橋里12			90	馬場首	預所分	是中
高橋里12			216	新御所西	預所分	兵衛三郎
高橋里13		1		大聖院東	預所分	直納
高橋里13		1		新御所北	預所佃	左近太郎
高橋里14		1	322	新御所北	預所佃	左近太郎
高橋里14		1	300	新御所北	預所佃	宮内
高橋里15			36	南ノ端	預所佃	左近太郎
高橋里15			264	三角垣内ノ畠	預所	直納
高橋里23			36	茶園	預所分	直納
棕下里5		2	180	東三	預所名	
棕下里23		5			預所名	
棕下里24			150		預所名	道阿弥
棕下里24			60		預所名	
棕下里28		1			預所名	
木備田里1			70	茶園	預所分	
木備田里1			290		預所分	
木備田里5			240		預所分	末次名
木備田里6			120		預所分	末次名
木備田里7			60		預所分	末次名
木備田里7			87		預所分	兵衛三郎
木備田里8		1	36	紺屋垣内	預所分	直納
木備田里8			240		預所分	末次名
木備田里10			20		預所分	小次郎
木備田里10		1	23		預所	小次郎
木備田里11			130	西ノ中	預所分	又五郎
木備田里11			40	ウシトラ	預所分	宮内
木備田里12			260		預所	又九郎
木備田里13			157		預所分	鴨河次郎四郎
木備田里13			260		預所分	宮内
木備田里17			90		預所分	衛門三郎
木備田里19			330		預所分	衛門五郎
木備田里19			95		預所分	左近太郎
木備田里19			240		預所分	宮内
木備田里20			330		預所分	木工太郎
木備田里20			257		預所分	兵衛三郎
高橋里13		4	252	惣門芝 池	御輿宿	

(2) 給分関連記事1

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里9		1	200	若宮路上下	一反神田 禰宜給	重安名
木備田里17			180		屋敷	武元給
木備田里8		1		中殿	宮内給	
久我里36			236		御子給	孫六御家
木備田里17			210		二ノ御子給	
木備田里16			98		三ノ御子給	
室町里5			300	東ヨリ河西方	御預給	是中
室町里19		2		西ヨリ二三	雑役給	則元名
木備田里8			167		御雑色 龜給	

棕下里26	1			此内三反牛飼給七反雑色給	永安名
高橋里16		2		三角垣内北	牛ノ懸替給
久我里25			333		森殿給獅子給
鏡里18		4		北ヨリ一二三四	鍛冶給
棕下里19			160	東中	田楽給
木備田里8				池ノハタ	牛飼給
木備田里17			60		牛飼給
棕下里22			225		牛飼給
棕下里23			120		牛飼給
阿刀里30		1			牛飼給
高橋里9			54		刑部次郎給
高橋里16			144	三角垣内北	刑部次郎給
木備田里1		2	180	タツミ	御車副給
木備田里2			330		御車副給
木備田里2			36		御車副給
木備田里9			60		御車副給
木備田里10			180		御車副給
木備田里11		1	333		御車副給
木備田里11			43		御車副給
木備田里11		3	210		御車副給
木備田里12		5	132		御車副給
木備田里13			50		御車副給
木備田里15			240		御車副給
木備田里16			60		御車副給
木備田里16			90		御車副給
木備田里21			120		御車副給
棕下里32			250		御車副給

(3) 給分関連記事 2

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
鏡里12		5	300	東ヨリ	沙汰人給	
高橋里5			120	馬場末	沙汰人給	
高橋里8			120	馬場末	沙汰人給	
高橋里16			204	馬場末	沙汰人給	
高橋里17			36		沙汰人給	
木備田里3			180	中殿	沙汰人給	
木備田里4		1	180	中殿	沙汰人給	
室町里31		2		西ノ三四	承仕給	太郎三郎
木備田里6			328		承仕給	(左) 右衛門三郎
木備田里6			280		承仕給	浄珠
木備田里7			160		承仕給	左衛門三郎
木備田里8			330		承仕給	左衛三郎
木備田里19			232		承仕給	小次郎
鏡里18		3		南ヨリ一二三	承仕給	
棕下里15			210		承仕給	刑部次郎
棕下里31			234		承仕給	左衛門四郎
阿刀里3			110	道南	承仕給	
阿刀里10			355		承仕給	法橋
久我里2		3			定使給	
久我里4		3		南ヨリ三四五	定使給	
高橋里15			130		定使給	四郎
木備田里15			210		定使給	
棕下里22			120	西二	定使給	
久我里19			180	ウシトラ	番匠給	道阿弥
鏡里18		1	90	南ヨリ四番目	番匠給	
鏡里20		2		東ヨリ三四	番匠給	
鏡里24			60	東ノハシ	番匠給	道阿弥
鏡里25			300	西ノハシ	番匠給	道阿弥
鏡里25			300	ヒツシサルノスミ	番匠給	弥九郎
鏡里4		1		東ノ一	番匠給	道法

(4) 給分関連記事 3

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
阿刀里10			350	戌亥二	隨身給	角
阿刀里18		1	258	西二	隨身給	吉方名
阿刀里18			65	北川尚北	隨身給	吉方名
阿刀里18		1	262	西三四	隨身給	吉方名
阿刀里18			277		隨身給	吉方名
阿刀里18			36		隨身給	吉方名
阿刀里21			285	東道ソハ	隨身給	角藤次名
阿刀里21			120	道南	隨身給	角藤次名

阿刀里30			290	南一	隨身給	三角三郎名
阿刀里30			300	南二	隨身給	三角三郎名
椋下里3		2			隨身給	中永名
椋下里19		1	84		隨身給	
椋下里22		2		西三四	隨身給	
椋下里23		1	30	未申角	隨身給	四郎檢校
椋下里23			90	未申角	隨身給	四郎檢校
椋下里23		1	90	未申角	隨身給	四郎檢校
椋下里25		2	40		隨身給	因幡大郎
椋下里28			120		隨身給	因幡大郎

(5) 給分関連記事4

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
木備田里4			277		愛宕殿給	法橋
木備田里5			120		愛宕殿給	明善
木備田里7			50		愛宕殿給	藤五
木備田里7			117		愛宕殿給	兵衛三郎
木備田里17			32		愛宕殿給	藤五
高橋里14		1	66	三角垣内東南	岩見殿給	法橋
高橋里15		1	270	三角垣内ノ畠	岩見殿給	法橋
木備田里10		1			岩見殿給	玄阿弥
木備田里10		1			岩見殿給	左近五郎
木備田里10			156		岩見殿給	僧坊彦太郎
木備田里10			190		岩見殿給	兵衛五郎
木備田里15			102		岩見殿給	玄阿弥
木備田里15			320		岩見殿給	彦太郎
木備田里15			120		岩見殿給	兵衛五郎
木備田里15			156		岩見殿給	明善
木備田里20			120		岩見殿給	善阿弥
木備田里21			240		岩見殿給	善阿弥
木備田里21		1			岩見殿給	
久我里25			333		森殿給獅子給	右近太郎
椋下里31			324		森殿御給	
鏡里14		5		西ヨリ 一二三四五	檜垣殿後室給	左近五郎
鏡里14		2		西ヨリ四五	檜垣殿後室給	左近五郎
鏡里14		1		東ヨリ一	檜垣殿後室給	治部太郎
鏡里14		2		東ヨリ二三	檜垣殿後室給	小太郎

表5 屋敷関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
鏡里7		1		畠成	屋敷	為重名
高橋里15			148	三角垣内ウシトラ	屋敷	則元名
高橋里15			276	三角垣内東ソヘ	屋敷	末次名
高橋里13			288	預所佃東ウシトラ	屋敷	吉方名
高橋里14			250		屋敷	吉方名
高橋里24			50	池ノクヒ	屋敷	吉方名
高橋里23			285	ヒツシサル	此内半屋敷	国行名
木備田里7			240		惣七 屋敷	
木備田里9			180		薬師堂本屋敷	
木備田里17			130		屋敷	重貞名
木備田里19			330		屋敷御免	重貞名
木備田里19			120		屋敷	依貞名
木備田里20			240		屋敷	依貞名
木備田里18			120		御免屋敷	惣七
木備田里18		1			御免屋敷	道阿弥
木備田里17			180		屋敷	武元給
木備田里20			220		屋敷	武元名
木備田里6			180	タツミ殿藪	弥方屋敷八講	妙要
久我里36			120	妙浄茶屋屋敷ヨリ北		
久我里30		5	151	山ノ南	此内1反屋敷畠也、60歩預所分	重安名
椋下里30		1			清目屋敷御免	
津田里14		1		南ハシ	屋敷	本庄

表6 池・路・堤等関連記事

(1) 池関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
久我里31		5	180		御墓山池	
久我里32		9	144		池尻	
久我里33		1	180		池尻中	国行名

久我里33		1	308		池尻中	則元名寄地
久我里33		1	300		池尻中	吉方名寄地
久我里34			300		池尻中	吉方名寄地
鏡里36			72		池縁	法橋御免
鏡里36			180		御墓山池	
高橋里9			180	池ノ跡馬場東		
高橋里11		5			馬場池	
高橋里13		4	252	惣門芝 池	御輿宿	
高橋里16		3	140	三角垣内	池 芝二入	
高橋里24			290	池ノクヒ		武元名
高橋里24			50	池ノクヒ	屋敷	吉方名
木備田里1		5	2	池高畠	南殿藪	
木備田里2		6	194		南殿藪 池路	
木備田里3		3			中殿藪池 溝	
木備田里5			76		池尻	国行名
木備田里8				池ノハタ	牛飼給	兵衛太郎
木備田里8		1			池路	
木備田里10		1	319		池	
木備田里16		1	112		池不作	
木備田里18		7			池路芝	

(2) 路・道関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
久我里30		3	123		御墓山并路	
久我里36			210		路ノ両方	右近太郎
久我里36			90		路ヨリ西	覚円寺
久我里36		4	300		南殿藪并路河	
鏡里36		2	160	路ヨリ南		太郎三郎
高橋里9		1	200	若宮路上下	一反神田 欄宜給	重安名
高橋里11			110	馬場首路ヨリ西	預所分	是中
高橋里11		1	180	路内		重安名
高橋里11			150	路内		重安名
高橋里11			151	路ヨリ西内		重安名
高橋里14			140	路ノ東	玉円寺	重安名
高橋里23			240	路ノ西		末次名
室町里33		4		イヌイヨリ	御所田万里小路	少輔房
木備田里2		6	194		南殿藪 池路	
木備田里6		5	130		巨源院敷地 路共	
木備田里8		1			池路	
木備田里11		1	214		路	
木備田里12			180		堤路	
木備田里15		3			堤芝路	
木備田里18		7			池路芝	
木備田里19		1	57		路芝	
木備田里20			240		路	
高橋里23		1	65	路ヨリ西		武元名
室町里28		1		路ヨハ	御所田	左近太郎
阿刀里3		2	20	道北		中栄名
阿刀里3			100	道北		中栄名
阿刀里3			110	道南	承仕給	
阿刀里6		1		路西三	供田	助四郎
阿刀里6			330	路西四	供田	宗覚
阿刀里10		1	13	路北	小目源次名	
阿刀里21			285	東道ソハ	隨身給	角藤次名
阿刀里21			120	道南	隨身給	角藤次名

(3) 堤関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里5		1	138	馬場末	堤西	鴨川ノ一阿弥
木備田里12			180		堤路	
木備田里13			60		堤	
木備田里15		3			堤芝路	
阿刀里29		1		東堤ソハ		四郎檢校名
阿刀里29			30	堤外南一		三角三郎名
阿刀里29			210	堤外北		三角三郎名
阿刀里30			290	東堤ソハ		豊後入道名

久我殿

(4) 川・河関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里17		1	123	不作河成		
木備田里19		1			北川原	
木備田里20			90		北川原	
木備田里21		6	180		北川原	
久我里36		1	86		河ヨリ北	彦九郎
久我里36		4	300		南殿藪并路河	
椋下里2			352		川	
椋下里9		2	180		川不作	
阿刀里18			65	北川尚北	隨身給	吉方名
室町里5			300	東ヨリ河西方	御預給	是中

表7 墓関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
久我里30		3	123		御墓山并路	
久我里31		5	180		御墓山池	
鏡里25		3	130	タツミスミ	御墓山	
鏡里36			180		御墓山池	
木備田里17			15		墓敷	

羽束師に神宮寺があったこと、この寺の本尊であった薬師が納められたことがわかる。薬師堂の位置については、久我の村の南東にある小村開土にあることを記し、開土には池・堂・河があることを述べている。前述の「権現旧跡之事」の次ぎに記載されていることから久我村の南東地域関連の伝承を述べたものと思われる。

◇久我縄手 ・・ 従山崎八幡久我里迄二里七十二丁、南北之海道筋也、上古之西国海道是也、・・

久我縄手は、久我と山崎を結ぶ街道であることがわかる。

◇木造地藏事 徒然草云、烏帽子仁水干着人於久我縄手之辺泉洗彼木仏云云、久我殿御在住之時也、此地蔵者持法寺之本尊也、妙法寺者元持法寺也、寺号共仁開土村仁有之、・・

正応元年(1288)頃と伝えている。開土村は後述する小字の中の下久我に位置している。

◇妙法寺 大光山本国寺末寺也、境内年貢地、鷹司殿御領也

永禄年中成法花寺、開基者竹内三位季治卿、後号釈源院真滴、村中法花寺開基是成、天正三乙亥年勸扇院日信当寺建立云云、此寺受法以前持法寺也、有番神社、・・

法華宗に改宗し16世紀後半の建立であることがわかる。久我には法華宗の寺がこのほかにも多くある。

◇福生寺 大光山本国寺末寺、森大明大神一丁南方、境内有除地十卷間廿五間、・・ 永禄十一戊辰年建立、開基覚正院日安、

◇南照寺 大光山本国寺末寺、妙法寺之南方、境内御蔵領、元龜二辛未年建立、開基大蓮院日善、

◇真福寺 大光山本国寺末寺、境内年貢地、一条殿御領、文禄元壬辰年建立、開基円住院日慶、此寺干東方有仏光寺屋敷、今云畠字、因以号仏光山歟、大寺之旧跡也、干彼地有云鶴塔石塔、法輪塔也、・・

真福寺の東方に仏光寺と呼ばれた大寺があったらしい。次に述べられている鶴塔が仏光寺にあったことを述べている。

◇鶴塔⁽¹³⁾ 年代不知、由緒未考、・・

◇本照寺 大光山本国寺末寺、境内年貢地、烏丸殿家領、下久我南方西側、天正十六戊子年建立、

開基寿量院日現、

◇釣殿 森大明神東方一丁畑之字也、

森大明神すなわち久我神社の東方に釣殿と呼ばれた畑が位置していることがわかる。

◇住吉 久我里東方有森、鴨川村井上村之氏神也、久我領内云住吉有畑之字、・・

住吉神社は鴨川および井上村の氏神であることがわかる。

◇羽束石神社 ・・久我繩手之東方一丁有森南向、古川村領也、古川村・志水村・菱川村・樋爪村四ヶ村之氏神也、代々古川氏神主職也、・・

羽束師神社は、周辺4村の氏神であることがわかる。

◇菱妻大明神 ・・伝曰火鎮神也、坤角之火鎮神社歟、長岡之郷時良角也、・・

◇千種⁽¹⁴⁾祭 四月上之巳日也、飴八葉車 昔從鳥羽与三云者車引来而修之也、・・・・競馬十二対於馬場殿有之、・・

◇御旅所 ・・上久我村之中程、從四月上亥日亥至千種祭日、神輿安置給也、辰日夜宮之神供有神楽等奏之、

◇馬場殿 ・・八幡宮之東南一町亥荒之辺、・・

◇御祓禊 馬場殿二丁東、菱妻大明神々幸之地也、

久我莊の北東、良の鬼門で祓えの儀式を行なったものであろう。

◇八幡宮 除地三十四間二十九間 菱妻之社東南一丁往昔久我殿 在住之時比男山爲便日參詣也・・

◇鶴山 久我村北築山巽方有岡、築山領也、元東久世村也、久我殿往昔之御願、・・

◇神明社 ・・鴨川村与久我統境東方也、・・有老榎樹、久我繩手之東、西園寺殿之西藪中也、竹木社司林氏支配之也、

◇薬師堂 ・・東向、水上薬師申伝也、春日云仏師之作也、・・堂前有清水、云堂河、

前出した権現旧跡事の次ぎにも薬師堂があり、同じように池堂河がある。

◇御墓山 上久我村三丁西、久我殿昔在之、墓所至今岡山芝原也、

◇池尻 在安楽庵西南一丁、久我殿公達遊行池也、・・

◇久我殿旧跡 上久我村乾角八幡宮之前二丁田地之字、御欄巷唱有之、

◇久我家称号之事 六条 中院 堀川今出川・水無瀬家 千種・久世公家武家 愛宕分千種家 竹内元武家、或清和源氏 東久世

◇城 在上久我村裏、今居屋敷也、安田信濃屋敷云、志路土山屋敷両方城跡止見多利、土手堀有之、

◇落合城 久我里南志水村東也、川辺今芝原年々成畑、今原岡有凹凸、

(3) 小字名

また、土地の変遷や過去の歴史を表現するものに小字名があげられる。この小字名を知ること、中近世の集落位置や土地の利用形態を知ることができ、その史料的価値は非常に高い。先に述べた条里指図の現地比定にさいして、小字「加々美」や「村田」が里名の鏡里と村田里である

ことを裏付けることにつながった。⁽¹⁵⁾ 検注帳や『老諺集』の記載内容を知るうえでもこの小字名が非常に貴重な史料となる。長岡京の発掘調査では、この旧小字名を記号化し調査地の地点表示として用いている。⁽¹⁶⁾ これをみると、中世以来存続した集落箇所周辺には「開土」や「海道」・「垣内」・「内畑」・「街道」・「里」などが付く小字名が位置していることがわかるし、実際に調査では集落跡に関係する遺構や遺物が出土している。久我荘に関する区域の小字名を図示すると図5のようになる。

5. 周辺発掘調査資料

前述した久我殿や久我庄に関係する一帯は、周知の遺跡として取り上げられていないことから今まで発掘調査が実施されておらず、その実態については文献史料以上のことは不明である。ただ、長岡京跡に近接することから周辺で、数例の調査(図5参照)が実施されており、その成果の概略を述べ若干の関連をみておきたい。

調査地A 久我東町遺跡
(京都市伏見区久我東町、現久我の杜団地⁽¹⁷⁾)

下久我の小字「権現」にあたる区域で、14世紀前半頃の遺跡を検出した。当地に京都市住宅供給公社による大規模団地の建設計画がおこり、敷地西辺部分が長岡京跡に推定されるため、まず敷地全域を対象に試掘調査を実施した。その結果、敷地

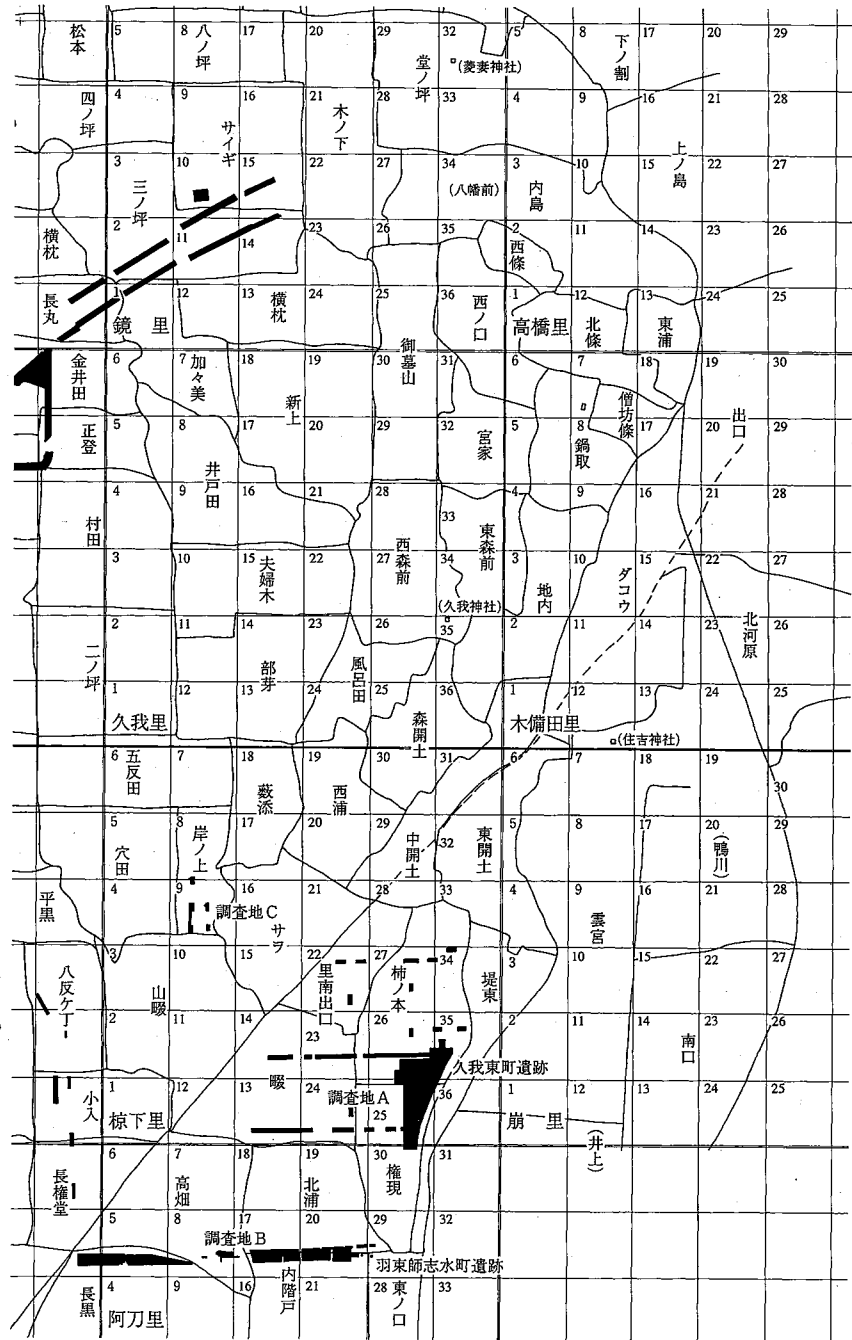


図5 旧小字割図と周辺調査地

南東部に中世の遺構や遺物が集中して出土する区域があること、敷地西半部は中世以降の池状ないしは沼状の複雑な堆積層となることを確認した。よって、本発掘対象区を敷地南東区域にしほって実施し、この遺跡を検出するに及んだ。したがって、新発見の遺跡となり所在地から「久我東町遺跡」と命名した。以後調査を都合4回実施している。環濠や内部の建物跡などには変遷があるが、その全体を図6に示した。

また、調査地の北端の下層では平安時代後期（12世紀）頃の屋敷跡を1戸分検出している。2時期の建替があり、建物・井戸・土壇・木棺墓・石敷溝跡などを検出した。その配置を図7に示した。

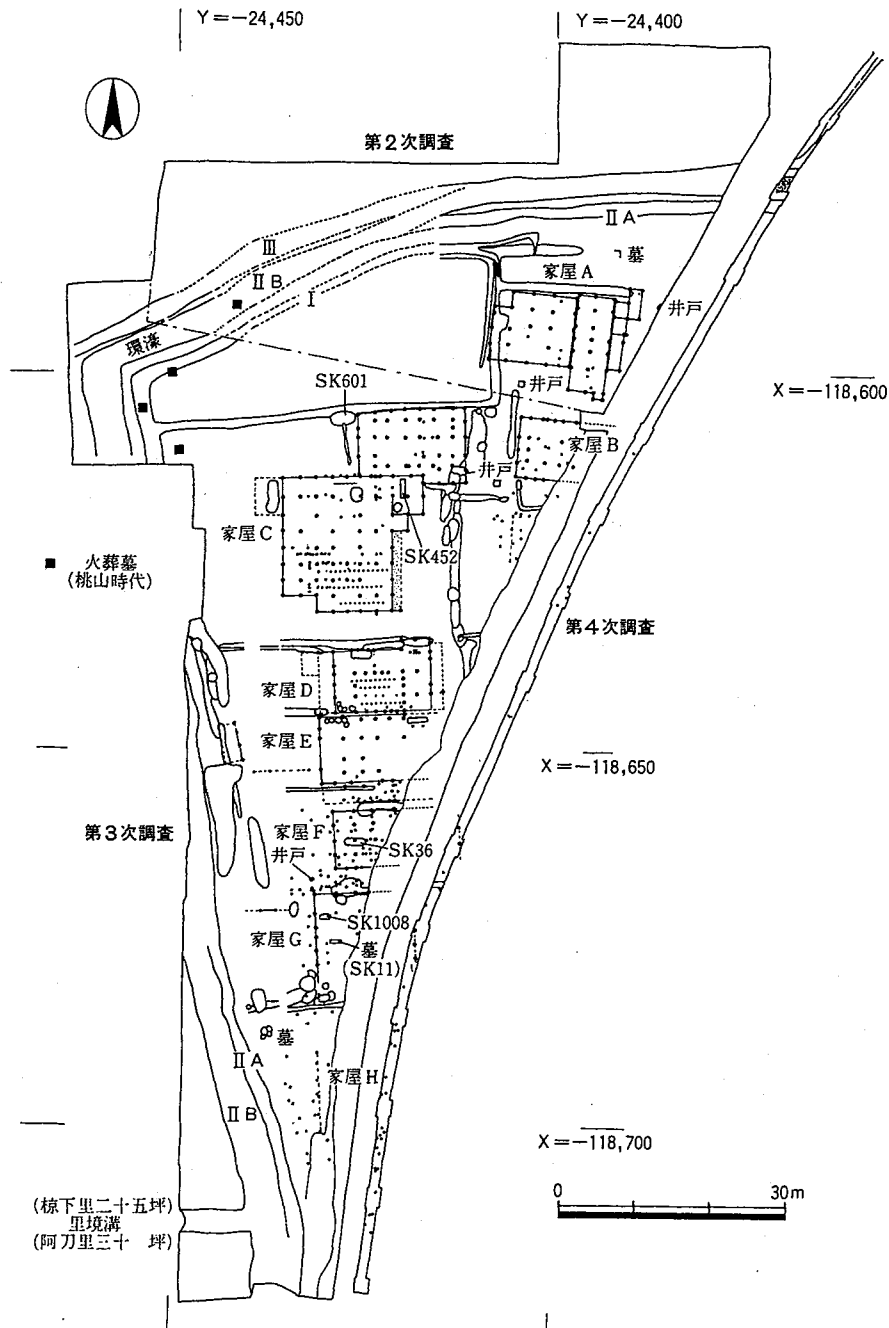


図6 久我東町遺跡

さて、この遺跡の位置（棕下里25坪・36坪）は、検注帳が作成された時期には田畠となり、久我家の所領であり、隨身給として因幡太郎名や吉方名に帰属していたことがわかる。検注帳の作成時期には集落は消滅し、耕作地として取り扱われていたことがわかる。ただし、濠跡は田積数から計算すると残存していた可能性があるし、『老諺集』記載の「権現旧跡之事」にある「蔵王権現」もこの区域に建てられていたかもしれない。

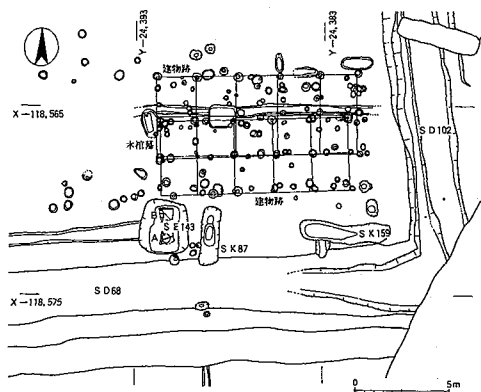


図7 久我東町遺跡下層建物跡

調査地B 羽東師志水町遺跡（京都市伏見区羽東師志水町、現外環状線⁽¹⁸⁾内）

外環状線建設に伴う発掘調査を、羽東師菱川町から志水町にかけて数年間断続的に実施した。この間に、前述した久我東町遺跡の調査を実施し、志水町にも中世集落跡の存在する可能性が生じ、試掘調査を実施したところ、遺跡を検出するに及んだ。遺跡名は「羽東師志水町遺跡」と命名した。久我東町遺跡とは至近距離にあたり、小字「内階戸」の区域にあたる。

調査の結果、平安時代後期から江戸時代にいたる遺構を東西約200mの間で検出した（図8参照）。区域的に変遷は異なるものの、平安時代後期から桃山時代にかけては集落跡に関係した建物や井戸、溝・濠跡を検出している。このうち平安時代後期の建物跡は、総柱建物跡と一部小礎石立建物跡からなり、池状の湿地に面し礫や小礫を敷つめた部分が残存し、小規模な水閣跡を思わす景観を持つ。（図9参照）中世には、大小の建物跡が変遷し、これを囲むと思われる溝や濠跡が南北方向にみられる。桃山時代から江戸時代にかけて、集落は現在の志水町あたりへ移動したらしく、葬送の地として火葬土壙跡群や墓跡（図10参照）や墓地跡を検出している。久我東町遺跡が短期間の集落であったのに対し、志水町遺跡は現在に続く集落であることがわかった。遺物として注目されるものとして、平安時代末ないしは鎌倉時代初頭頃と思われる、瓦当を含めて瓦片を出土していることである。小規模な御堂に用いられた可能性があり、瓦当文様は今までに出土例を知らないものである。（図11参照）

この遺跡が広がる区域は、当然志水庄の領域であるが、検注帳でもわかるように久我家の所領

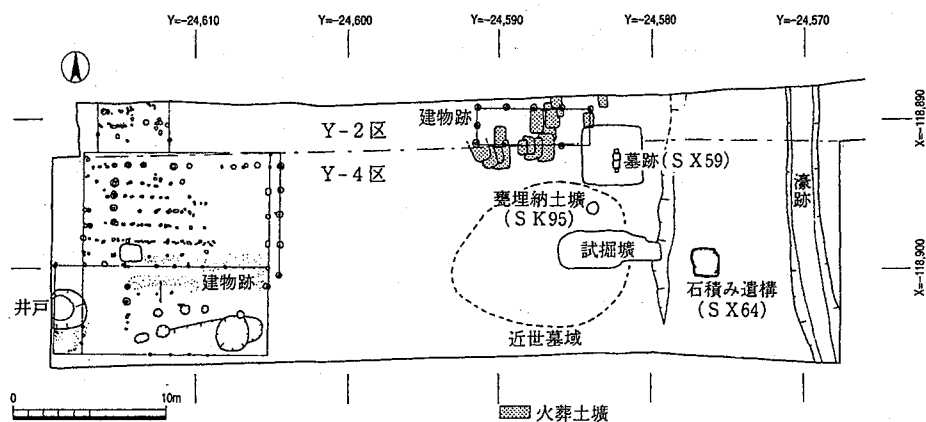


図8 志水町遺跡遺構図（室町～江戸時代）

も散在し、志水庄の住人が耕作を行なっている。また、逆に久我庄内の名主田島に志水庄の住人が耕作に関わっていることもわかる。遺跡の分布範囲は、阿刀里20坪に該当するがこの坪には久我家領は入り込んでいないことがわかる。桃山時代の墓跡などは、規模および蔵骨器の配置や内容からみて当庄を直接支配する一族の墓であった可能性が高いものと思われる。ちなみに、『史料京都の歴史』16伏見区には『三鈷寺文書』（暦応2年（1339）10月3日）の「金剛寺念仏田清水本庄五段畠」や『黒川（直）家文書』の「志水村名寄帳」（天正18年（1590）9月8日）などの史料があげられている。史料に志水庄が現われる以前に集落が営まれていたことがわかった。

調査地C 長岡京左京第62次調査（京都市伏見区久我森の宮町、現住宅地⁽¹⁹⁾）

下久我の小字「岸の上」「サヲ」にあたる水田で調査を実施し、長岡京の条坊や、建物・井戸跡などを検出した。敷地東半は小字「サヲ」となり、円弧状に流れる溝で区切られている。この溝から西側は陸部となり、上述した長岡京の遺構を検出したが、東側は深く落ち込む湿地跡を検出した。湿地の堆積土からは中世の瓦器の小片を出土したことから、この時期から近世までその影響を残したものと考えられる。また、この地域の下水道建設に伴う立会調査でもこのことが再度確認できたとともに湿地の境が円弧状の溝と全く一致すること、深さが約2mに及び、堆積層の下層には砂が流れていることなどを確認した。

検注帳では椋下里9・10坪あたり、川の記載がみられることから、この湿地は幅の広い川跡を示し、その西側の肩口を検出したものと考えられる。前述した久我東町遺跡の調査でも、試掘トレンチで川跡や湿地を確認しており、深さは様々ではあるが、この湿地が広い範囲に影響しているものと思われる。こうしたことから、付近の久我縄手はかなり悪条件の路であったものと推測できる。

6. 久我殿の復原

検注帳の記載史料は先に述べた通りである。『久我家文書』には、この検注帳以後も各時期のものがあり、年代を追って知ることができるが、検注帳に示された内容で久我殿の全体をほぼ知

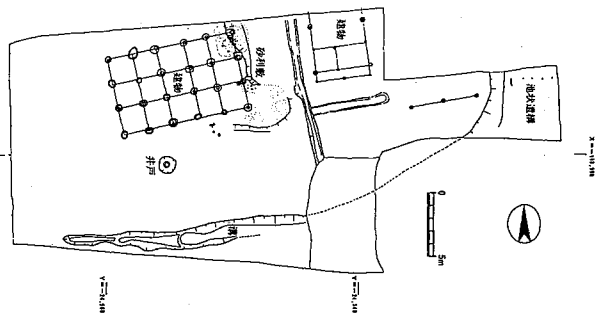


図9 志水町遺跡建物跡（平安時代後期）

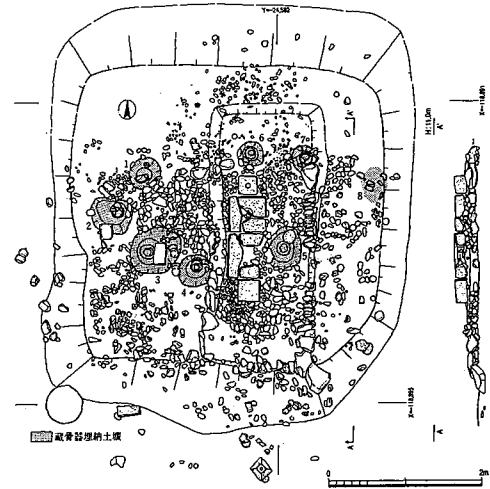


図10 墓跡（桃山時代）

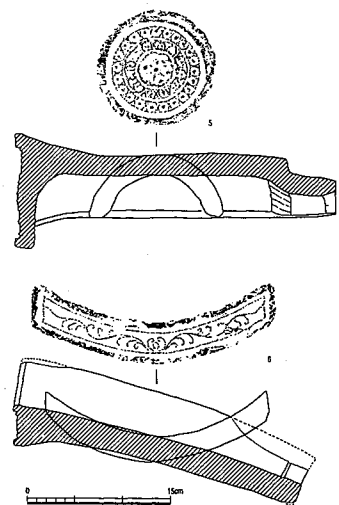


図11 瓦当実測図

久我殿

りえる。これを条里図に記入することで久我殿の構成を知ることができる。この復原は、検注帳記載史料だけでは、とうてい思いつかなかったが、桂川を挟んで対岸に造営された鳥羽殿での調査成果が大いに参考となった。表2～7で整理した関連記事がどの坪に点在し、またがっているのかを知るために、図12～14を作成した。

これらの配置から、久我殿は南北12町東西6町という広大な範囲にまたがっていることがわかる。この中に御所や御堂さらに墓所を配し、これらが中央部に造られた苑池の周囲に築かれたことがわかる。

(1) 御所

御所については、応永年間当時のものは久我荘の北部に位置する大御所や新御所であることは明らかである。一方、南殿や中殿などについては当時すでに藪などの記載が多くみられ、一部を残し廃絶していたと考えるのが妥当と思われる。したがって、検注帳には南殿や中殿と呼ばれる位置表示としてのおおまかな範囲のみが伝承として残り、耕作の対象になっていたものと考えられる。一方、一部の史料ではあるが北殿⁽²⁰⁾と呼ばれる殿舎や、南殿区域の森明神近くの池に釣殿⁽²¹⁾が造営されていたことがわかる。

各殿の規模については、「検注帳案」末尾の「不作并敷地」に集計があげられ、14世紀後半での状況を知ることができる。その規模は、以下の通りである。

大御所 一町八反
新御所 六反
中殿藪 七反三百十二歩
南殿藪 一町
池 七反三百廿歩
芝路 一丁六反三百歩

以下各御所について位置関係などを述べる。

◇南殿 検注帳などから木備田里1・2坪から久我里35・36坪にかけて位置していることがわかる。南殿は本久我である下久我に築かれていることから、久我家当初の邸宅を含めて、久我殿の中でも最初に造営された区域と推測できる。前出した「南棧敷跡」と呼ばれるものと思われるが明らかではない。御所・釣殿・地藏堂・池・路などで構成されている。南殿の北および北東にかけては苑池が広がり北の対岸には中殿が位置する。検注帳以外の記事や『老諺集』、先に述べた発掘調査成果などから南殿の南方にも池や泉が広がっていたことがわかる。また、南殿には「久我荘名田・散田等帳并文書案(冊子)」の「(一)久我荘名田・散田等帳」(第1巻、438、永正11年(1515))の中で木備田里に「釣殿」がみえ、『老諺集』にも釣殿が森大明神東方の畑の字であることを記しており、南殿に釣殿があったことがわかる。

◇中殿(中御所) 久我殿の中間に位置することから付けられた名前であろう。このことは、これに対する御所が中殿の北と南になくなくてはならないことを逆に証明していることになる。したがって、前述したように南殿とこれに対する北殿の造営、そしてこの中間に中殿の造営が行われた

鏡里6 院御領	鏡里7 屋敷,若宮神田	鏡里18 鍛冶給,承仕給,番 匠給	鏡里19 溝	鏡里30 清淨金剛院	鏡里31 清淨金剛院
鏡里5	鏡里8	鏡里17 院御領 溝	鏡里20 清金剛院領 御所 田 番匠給	鏡里29	鏡里32 菱妻神敷地
鏡里4 番匠給	鏡里9 清淨金剛院領	鏡里16 若宮修理田	鏡里21 嵯峨田	鏡里28 嵯峨	鏡里33 御所田
鏡里3 御佃	鏡里10 嵯峨	鏡里15 賀茂田,御所田	鏡里22 院御領	鏡里27	鏡里34 大御所溝
鏡里2	鏡里11 院御領	鏡里14 檜垣殿後室給	鏡里23 普賢御供,栗林	鏡里26 御所田,清淨金剛院 荒	鏡里35 清淨金剛院領佃,清 淨金剛院林
鏡里1 戒光寺	鏡里12 沙汰人給	鏡里13 嵯峨	鏡里24 番匠給	鏡里25 番匠給 御墓山	鏡里36 清淨金剛院領,池縁 菱妻神田,清淨金 剛院林,御墓山池, 巨源院敷
久我里6	久我里7	久我里18 清淨金剛院領	久我里19 番匠給	久我里30 飯垣殿,屋敷畠,預 所分,御墓山并路	久我里31 御墓山池,巨源院敷
久我里5	久我里8	久我里17	久我里20	久我里29 飯垣殿,預所分	久我里32 池尻,預所分
久我里4 定使給	久我里9 本西庄	久我里16 大聖院,本西庄,大 聖院畠	久我里21	久我里28	久我里33 池尻中
久我里3	久我里10 本西庄	久我里15 本西庄,森宮神田	久我里22 本西庄	久我里27	久我里34 池尻中[預所名]
久我里2 本西庄[定使給]	久我里11 本西庄	久我里14 本西庄,大聖院	久我里23	久我里26	久我里35 南殿
久我里1 本西庄[淨蓮華院]	久我里12	久我里13 本西庄	久我里24 本西庄,大聖院畠	久我里25 森殿給,獅子給,南 殿	久我里36 河南殿路,御子給, 敷并路

図12 鏡里・久我里記載事項 ([] は「久我本莊檢注帳」の記載事項を示す)

高橋里6 院御領	高橋里7 馬場末	高橋里18	高橋里19 院御領	高橋里30	高橋里31
高橋里5 堤西沙汰人給院 御領馬場末	高橋里8 沙汰人給馬場末	高橋里17 沙汰人給馬場末	高橋里20 馬場末	高橋里29	高橋里32
高橋里4 菱妻掃除免預所分 若宮敷地西ノ山 院御領	高橋里9 島神田一反神田彌 宜給御佃刑部次 郎給馬場末	高橋里16 牛ノ懸替給刑部次 郎給沙汰人給池 芝馬場末	高橋里21 馬場末	高橋里28	高橋里33
高橋里3 大御所	高橋里10 御佃三角垣内敷 馬場東	高橋里15 預所佃 岩見殿給 預所屋敷 屋敷定 使給	高橋里22 大聖院 定使田	高橋里27	高橋里34
高橋里2 寺前御佃茶園金剛 院預所分大御 所	高橋里11 預所分新御所敷地 馬場首路馬場池	高橋里14 屋敷玉円寺預所 佃岩見殿給新御 所三角垣内	高橋里23 屋敷預所分	高橋里26	高橋里35
高橋里1 大聖院敷地巨源院 敷地預所分寺前 御佃茶園金剛院	高橋里12 預所分金剛院領 預所分新御所大 聖院敷地馬場首	高橋里13 預所分屋敷政所 屋敷預所佃御輿 宿弓場	高橋里24 屋敷政所分職事 免	高橋里25	高橋里36
木備田里6 預所分大聖院分 弥方屋敷八講承 仕給大聖院巽殿 敷承仕給巨源院 敷地路	木備田里7 淨蓮華院預所分 巽殿敷承仕給大 聖院殿大聖院敷地 玉円寺敷地愛宕 殿給預所分	木備田里18 屋敷御免屋敷池 路芝	木備田里19 承仕給屋敷御免 屋敷預所分路芝 北川原	木備田里30	木備田里31
木備田里5 中殿愛宕殿給池 尻御所田清淨金 剛院領預所分	木備田里8 中殿宮内給牛飼 給預所分御雜色 龜給玉円寺敷地 淨蓮華院承仕給 池路	木備田里17 預所分二ノ御子給 屋敷牛飼給茶園 玉円寺敷地愛宕殿 給墓敷	木備田里20 屋敷岩見殿給預 所分職事路北川 原	木備田里29	木備田里32
木備田里4 愛宕殿給中殿敷 内西光寺敷地御免 三十八所敷地沙 汰人給敷	木備田里9 三十八所敷地中殿 ホタキ(火焚)田 薬師堂本屋敷中 殿御車副給薬師 堂敷地敷	木備田里16 御車副給中殿安 養寺敷地三ノ御子 給池不作	木備田里21 御車副給岩見殿給 北川原	木備田里28	木備田里33
木備田里3 沙汰人給中殿敷池 溝	木備田里10 薬師堂中殿預所 分御車副給岩見 殿給池	木備田里15 岩見殿給御車副給 定使給堤芝路	木備田里22	木備田里27	木備田里34
木備田里2 南殿中殿出田御 車副給南殿敷池 路	木備田里11 御車副給預所分 路	木備田里14	木備田里23	木備田里26	木備田里35
木備田里1 預所分御車副給 南殿地藏堂敷南殿 敷	木備田里12 御車副給預所堤 路	木備田里13 預所分御車副給 堤	木備田里24	木備田里25	木備田里36

図13 高橋里・木備田里記載事項

椋下里6	椋下里7	椋下里18	椋下里19 本西庄[東中田樂給] [隨身給]	椋下里30 清目屋敷御免	椋下里31 承仕給森殿御給 [地藏堂敷地小目源次]
椋下里5 本西庄[東三預所名]	椋下里8	椋下里17	椋下里20 本西庄源三位殿跡	椋下里29	椋下里32 [御車副給]
椋下里4 本西庄	椋下里9 川不作[西一二淨蓮 華院供田]	椋下里16	椋下里21 [八幡免]	椋下里28 隨身給因幡太郎 [預所名]	椋下里33
椋下里3 本西庄[隨身給中永 名]	椋下里10 本西庄	椋下里15 清淨金剛院領承仕 給	椋下里22 [牛飼給][西二定使 給][西三四隨身給]	椋下里27	椋下里34
椋下里2 本西庄,川	椋下里11 本西庄	椋下里14 菱妻神田	椋下里23 [未申角隨身給四郎 檢校][預所名][牛 飼給]	椋下里26 [此内三反牛飼給七 反雜色給]	椋下里35
椋下里1 本西庄,号大原田	椋下里12	椋下里13	椋下里24 [預所名]	椋下里25 [南一 此内二百步 阿刀里内在之吉方 名][隨身給因幡大 郎]	椋下里36
阿刀里6 [路西三供田][路西 四供田]	阿刀里7 本西庄	阿刀里18 [西二隨身給][北川 尚北隨身給][西三 四隨身給][隨身給]	阿刀里19	阿刀里30 [南一隨身給][南二 隨身給][東堤ソへ 豊後入道名][若王 寺東][若王寺敷地] [牛飼給]	阿刀里31
阿刀里5 [供田宗覺]	阿刀里8	阿刀里17	阿刀里20	阿刀里29 [東堤ソへ四郎檢校 名][堤外南一三角 三郎名][堤外北三 角三郎名]	阿刀里32
阿刀里4 本西庄	阿刀里9	阿刀里16	阿刀里21 [東道ソへ隨身給] [道南隨身給]	阿刀里28	阿刀里33
阿刀里3 [道北中榮名][道南 承仕給]	阿刀里10 [戌亥二隨身給角] [路北小目源次名] [承仕給法橋]	阿刀里15	阿刀里22	阿刀里27	阿刀里34 [落合畠角藤次寄地]
阿刀里2	阿刀里11	阿刀里14	阿刀里23	阿刀里26 [落合畠角藤次寄地]	阿刀里35 [落合畠角藤次寄地]
阿刀里1	阿刀里12	阿刀里13	阿刀里24	阿刀里25 [字一町畠明蓮][字 一町畠左衛門三郎]	阿刀里36

図14 椋下里・阿刀里記載事項

久我殿

ことがわかる。史料からはその経緯は全く知ることはできない。久我里34坪と木備田里2坪から5坪あたりに位置する。中殿の南から西にかけては苑池が広がる。「久我莊検注帳案」給分方の中に「中御所愛宕殿」と記されているものがあり、中御所とも呼ばれた可能性がある。

◇北殿 前述したように一部の記載ではあるが「北殿」がみられること、また南殿と中殿と呼ぶ関係からも北殿を想定できうる。北殿の敷地に関する記載がないことから、検注帳作成の時期には廃絶し、次ぎに述べる大御所や清浄金剛院と呼ばれる区域へ再編されたものと思われる。

◇大御所 鏡里34坪から高橋里2・3坪にかけて位置する。14世紀頃の久我殿の中心的御所であったものと思われる。小字「内島」の西半部の区域にあたる。

◇新御所 高橋里12・13・14坪あたりに位置していたものと思われる。大御所の東方に造営されたものであろう。

◇馬場殿 大御所の東に位置する。検注帳の高橋里7坪から12坪までの間に、南北に馬場の記載がみられる。「馬場首」が南に、「馬場末」がこれより北に続くことから南北方向に馬場が設けられていたことがわかる。高橋里11坪には馬場池もみえる。検注帳には馬場の記載のみであるが、『老諺集』には馬場殿としている。鳥羽殿の馬場にも御所が置かれ競馬の記事があることから、馬場池とともに殿舎が営まれたものと思われる。また同じく「五箇莊御公領帳（冊子）」（第1巻、360、年月日未詳、室町時代、15世紀後半）には「御厩舎人」とあり、厩も設けられていたことがわかる。

◇巽殿 南殿や中殿と同じく、応永の頃には区域名称のみが残っていることから、北殿の南東（巽）に位置した御所跡と思われる。新御所の南方、木備田里6・7坪に位置する。

◇弓場 高橋里13坪に「弓場北」と記載があることからこの付近に位置していたことがわかる。

(2) 御堂・寺院

久我殿や久我莊に関する御堂や寺院が点在していることが史料からわかり、清浄金剛院（金剛院）・大聖院・浄蓮華院・巨源院・玉円寺・西光寺などがみられる。御所と合わせて御堂が造営されたことがわかる。

規模については、「久我莊検注帳案」末尾の「不作并敷地」の集計に以下の記載がある。

清浄金剛院敷地	一町五反八十歩
巨源院敷地	一町三反半卅六歩
大聖院敷地	一町六反十六歩
浄蓮華院	五反大
安養寺	一反
薬師堂敷地并寺畠	一反半四十二歩
玉円寺	一反
西光寺	九十歩
南殿地藏堂敷地	廿歩

これらの御堂や寺院は、大御所の南方に位置している。造営時期等に関する史料はないが、前

出した「久我長通讓状」中の「付南棧敷跡并大聖院」の記事から、大聖院は早くから造営されていたものと思われる。

◇清浄金剛院 大御所の南、鏡里35坪を中心に位置する。

◇巨源院 清浄金剛院の東、大御所の南、高橋里1坪から木備田里6坪あたりに位置する。

◇大聖院 高橋里1坪から木備田里7坪の広範囲に敷地がある。巨源院の東に位置する。

◇浄蓮華院 大聖院の南、木備田里7坪に位置する。

◇安養寺 木備田里16坪に位置する。

◇薬師堂 木備田里9坪に「薬師堂敷地」とある。

◇玉円寺 木備田里7・8・17坪に位置する。

◇西光寺 木備田里4坪に位置する。

◇南殿地藏堂敷地 南殿の中、木備田里1坪に地藏堂が位置する。

(3) 神社

久我荘には、下久我に久我神社、上久我に菱妻神社が位置している。

◇久我神社 久我家がこの地に関係する以前に、久我の地に鴨氏により久我神社がまつられる。鴨森大明神と呼ばれるもので久我里34・35坪に位置する。鴨氏の山背進出の一拠点とされ、後に賀茂の地に進出し久我久我社をつくる。

◇菱妻神社 『老諺集』に上久我村氏神とあり、久我家はこの神社を鎮守とし、祭礼「千種祭」を執り行っている。神社は久我の北に位置し、鏡里32坪にあたる。

◇若宮 高橋里4坪に「若宮敷地」とあり、大御所の北に位置する。また、「若宮路」が東側9坪にある。『老諺集』に「八幡宮」の項があり、菱妻神社の東南に位置していることが記されており、同一のものか。

(4) 御墓山

鏡里25坪と久我里30坪に御墓山の敷地が位置し、小字名にも「御墓山」が残り、久我殿の西方の一画を占めている。史料から久我家代々の墓所であり、埋葬地であることがわかる。また「御墓山池路」とあることから、南殿や中殿に延びる池がこの御墓山の東にも広がるのがわかる。

『中右記』(大治2年(1127)2月23日条)には「今夕入道大相国(源雅実)於久我西辺葬礼云々、去十七日渡久我山庄也、」とあり、久我西辺で雅実の葬礼が行われたことがわかる。この西辺が位置からみて御墓山にあたるものとみられる⁽²²⁾。

また、『公卿補任』(承安5年(1175)条)には「内大臣 正二位×源雅通五十八 二月廿七日於久我別庄薨(多年宿病、自嘉応元籠居、)」とあり、雅通が久我で死去し、『千載和歌集』の通親の和歌の中に「春頃久我にまかりけるついでに、父の墓所のあたりの・・・」とあり、父すなわち雅通の墓に詣でていることがわかる。

雅実については、醍醐寺との関係を先述したが、御墓山での葬礼は火葬にふしたもので、御骨は醍醐寺一乗院に収められたものと考えられる。いずれにしても、雅実前後からの久我家当主の墓は、御墓山に築かれたものと考えてよからう。御墓山の地域には、こうしたことから久我家の

久我殿

歴代の墓の他、茶毘にふした火葬跡も埋もれていることは確かであろう。

(5) 池

久我殿には史料から池が広がっていることが明らかである。前述した、南殿・中殿・御墓山には一連の池がつくられていたことがわかる。北は鏡里36坪から南は久我里34坪や木備田里2・3・10坪あたりまで、南北5町東西2町の範囲に、複雑に造られていたことが窺える。この久我殿中央の池の他にも、高橋里11坪あたりにも馬場池がみられる。御所と御堂が池とともに、広大な範囲で景観を取り込んで造営されたことがわかる。

(6) 諸機関

久我殿御所や御堂の近接した地区には、久我家の家政機関である政所、久我荘管理機関である預所が置かれたことがわかる。政所は各地の所領を管理し、所領の預所を補任したり「政所殿奉行所」と呼ばれ決裁を行なっている。これらは、史料からも実際に屋敷地の所在がわかり、機関として存在したことがわかる。また、「隨身給」「鍛冶給」や「番匠給」などと呼ばれる給分史料から、久我家に仕えたことがわかる職名がある。このうちのすべてが施設を伴う機関として存在したのかどうかはわからないが、久我殿の諸機関の構成を知る史料と言える。これらに仕える者は役職に応じて、久我荘に住む名主クラスから下級百姓クラスまでが任じられた事がわかる。その他、「五箇荘御公領帳」には「御厩舎人」や「厩舎人給」、「築地料」などがみられる。

政所や御車宿などは、次に述べる屋敷の多くとともに、久我殿の東部に位置していることがわかる。これらに関わる雑舎群も近辺に位置していたものと思われる。また、久我家に納められる年貢をはじめとする諸料物を納める倉庫群も、「久我荘内壇跡田畠目録」(第1巻、324、室町時代)などに見える「字ミクラ田」や「三町方百姓・同畠地子方帳案」(第2巻、614-9、室町時代)の「号倉前」の史料から御倉が置かれたことがわかり、政所付近の桂川に近い一画に位置していたものと思われる。

また、何々殿と呼ばれる久我家に仕える武家がおおり、給分を受けている。また守護被官に対しても田畠を給している。検注帳案末尾の「給分方」や「給人方」には檜垣殿・梅津殿・張殿・岩見殿・兵部大輔殿・愛宕殿・森殿などがみられる。ここにあげられている全てが、この武家の類にあたるものかどうかは不明であるが、これらに関係した屋敷地ないしは付属雑舎も久我荘の中に位置したものと推測できる。

(7) 屋敷

高橋里と木備田里の桂川に沿う一带に名主屋敷が点在する。大きいもので1反、大部分は100歩から300歩の敷地を持っていることがわかる。この敷地の中にどのような建物が建てられていたのかは史料からはわからない。先に述べた、久我東町遺跡の建物跡Dなどの規模ではないかと想定しているが、名主層にも大小のクラスがあり、一定のパターンにあてはめるのは無理があるかもしれない。

(8) 垣内

小字名の多くは中世のその土地の利用形態を今に伝えるものが多い。その中に中世集落の存在

したことを伝える「カイト」と呼ばれるものがある。内容的には、豪族居館のような単体の類から、一つの集落単位に至るものまで大小があり、変遷を含めて複雑な形態を含んでいるものと思われる。乙訓郡内にも多くの中世集落が今に続き、「カイト」は垣内・開土・街道・海道・階戸などの字があてられている。このほかにも内畑などの集落を意味する小字がみられる。また、これに付随して、東の口・西の口・北浦・里浦など多くの関連小字名が周辺にみられるのが通例である。

久我荘にも、検注帳の記載の中に「三角垣内」（高橋里15坪）や「紺屋垣内」（木備田里8坪）がみえる。また、図5に示した小字名の中にも上久我庄に関係した「北條」など、下久我庄に関係した「森開土」・「中開土」・「東開土」がある。

前述した名主屋敷の面積は最大でも1反である。これに対し、久我殿の北東に位置する三角（みすみ）垣内は、表8に示すように高橋里15坪を中心に「垣内」や「藪」と記載される面積が1町2反にもおよぶ格段の差を有している。この面積全てが三角名の屋敷に関係するものかどうかはわからないが、三角名に帰属する田畠以外の土地であることは確かであろう。垣内と呼ばれることから、堀ないし土塁で囲まれているものと推測できるが、垣内の中の状況については史料では明らかでない。

（9）桂川堤

検注帳に、桂川の右岸堤の旧位置を知ることのできる記載がある。「堤」と表記されるものが、久我荘の東に南北に点在してみられる。現在の桂川の位置よりも東に張り出した景観であったことがわかる。

以上検注帳記事などから久我殿の構成やこれを含めた久我荘の実際の位置比定がつかめ、図15に推定復原を示した。先に述べたように、史料自体は中世（14世紀）のものであり、久我殿当初段階からこの時期までの呼称や実在するものまでを含んでいる。したがってこの復原には平安時代後期頃から室町時代までの姿を含んでいるとみなければならない。この間に周辺の景観も複雑に変遷したものと思われるが、史料からはこれが限界である。その変遷や、各殿の中の殿舎配置や規模などについても史料にはなく発掘調査に頼るしかない。

各御所の造営時期は、先にも触れたように、検注帳作成時期（室町時代）には大御所や新御所が使われていたことがわかる。したがって、久我殿御所の造営は、大きくは南殿・中殿・北殿と呼ばれた時期の造営から、大御所・新御所と呼ばれる時期の造営へと推移したことがわかる。鳥

表8 三角垣内関連記事

里坪	町	反	歩数	位置	記載内容	所有者・耕作者
高橋里10		4	240	馬場	三角垣内藪	
高橋里14		1	66	三角垣内東南	岩見殿給	法橋
高橋里14			248		新御所 三角垣内二入	
高橋里15		1	270	三角垣内ノ畠	岩見殿給	法橋
高橋里15			264	三角垣内ノ畠	預所	直納
高橋里15			276	三角垣内東ソヘ	屋敷	末次名
高橋里15			148	三角垣内ウシトラ	屋敷	則元名
高橋里15		5	298	三角垣内藪	今在家芝二入	
高橋里16		2		三角垣内北	牛ノ懸替給	
高橋里16			144	三角垣内北	刑部次郎給	安養寺
高橋里16		3	140	三角垣内	池 芝二入	

久我殿

羽殿の構成や御所などの造営順からみて、南殿がまず最初に造営され、その後苑池に面して中殿・北殿・馬場殿の造営が続き、これらが久我殿の最初の構成と推定できる。その時期は雅実の頃に、大御所・新御所は長通の頃にとりあえず想定しておきたい。もちろん、代々の修造や新造も度々行われたことは想像に難くない。付属諸機関も当初は政所を中心したものから、荘園管理のための預所を付け加えたものへと拡大していったことになる。

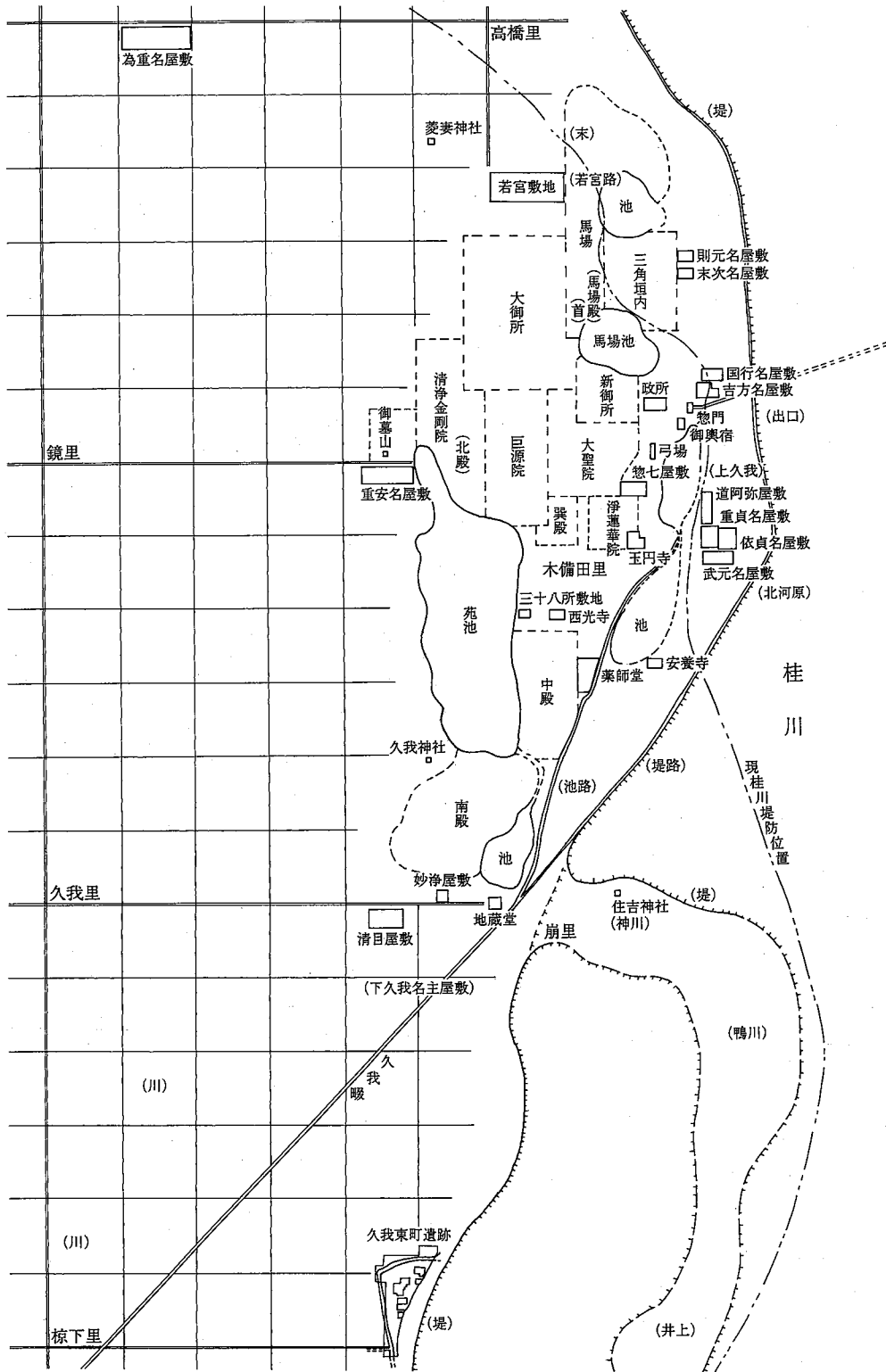


図15 久我殿推定復原図

7. 鳥羽殿と久我殿

久我殿の復原から、その構成が桂川の対岸に位置する鳥羽殿の構成に非常に類似したものであることが理解できる。鳥羽殿については既に多くの発掘調査からその実態が明らかにされてきた。平安時代の邸宅や寺院や御陵の造営の流れを受けて、一つの様式として完成した姿を鳥羽殿にみる⁽²³⁾ことができる。規模の大小はあるにせよ、当時の公家邸宅がこれに近い形を採用するのは当然のことであろう。鳥羽殿・白河殿・法住寺殿を頂点に、藤原氏の宇治殿そして久我殿、京郊公家邸宅の共通した邸宅様式をみてとることができるのである。残念ながら史料からは久我殿各御所の施設に関する記録は皆無であるが、逆に鳥羽殿のそれからそう異なることのない姿を想定するのは早計であろうか。いずれにしても、平安時代後期から室町時代までの間には、建築様式は大きく変化しており、久我殿歴代の御所も当然これに従ったものと思われる。

鳥羽殿は白河上皇院政開始と共に造営されはじめ、以後上皇（法皇）の相次ぐ造営が加わり中世まで続く。朱雀大路を南下（鳥羽作路）し、桂川と鴨川が合流するあたりに壮大な自然景観を取り込んでつくりあげられた。敷地は東西15町南北10町の広大な範囲にわたり、この中に大苑池を中心に南殿・北殿・馬場殿・泉殿・東殿・田中殿の御所を配し、これに御堂である証金剛院以下の御堂を付属させる。南北の御所に対し、泉殿にはじまる東殿一帯には墓所となる三重塔をまず造営し、成菩提院・安楽寿院などの陵寢寺となる御堂やこれに付属する御所を付け加えていく。苑池を伴い、まさに極楽浄土を創り上げた。これら上皇の邸宅としての御所や御堂そして墓所を作路の東一帯に置き、一方「作路」の西一帯の桂川沿いには院政に関わる諸機関や近臣の宿所（邸宅）、御倉町や雑舎群を配置する。上皇の邸宅としての機能、院政をおこなう機能、河川を中心とする交通機能などを一体のものとして創りあげている。こうしたことから、鳥羽殿を一つの政治都市としてとらえることができることにもなる。

この鳥羽殿の配置構成に対し、久我殿は東西を逆にした左右対称の関係にあることに気付く。すなわち、桂川沿いに政所などの諸機関や名主屋敷を、これより西の南北方向に御所や御堂や寺院を苑池に面して造営し、池を挟んだ西方に墓所を配置させているのである。（図16参照）

以上のことから、鳥羽殿と久我殿とは、桂川による諸物資の水上輸送に関する諸機関を桂川沿いに置き、この内側に邸宅を構え、そして墓域を配置させる共通性をみてとることができる。これらの配置を示すと図17のようになる。

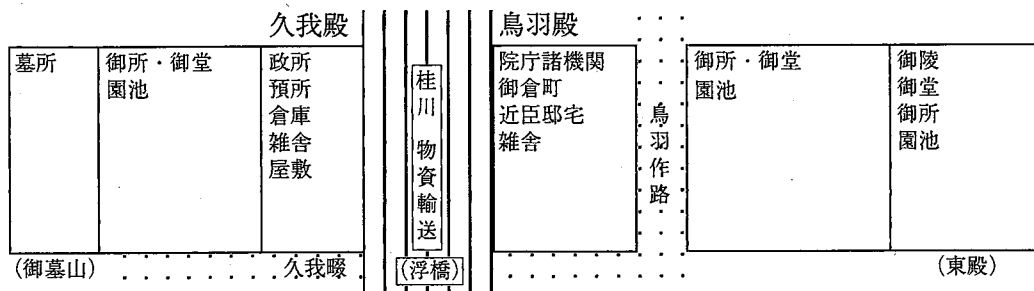


図16 鳥羽殿・久我殿構成概念図

8. おわりに

久我東町遺跡の発掘調査以来、この環濠集落跡の位置付けや当時の豪族居館との関係を調べているうちに、遺跡の所在する久我荘について、さらに久我殿の復原へと発展することになった。この久我殿が村上源氏である久我家の邸宅であること、このことは村上源氏を介して奇しくも20数年前の調査に参加した源師房造営の醍醐寺大智院推定跡や源師行造営の大蔵卿堂（栢杜遺跡、八角円堂跡⁽²³⁾）、そして長く当研究所で調査してきた鳥羽殿へとつながりをもつことになった。

醍醐と鳥羽と久我の詳細な関係についてはここでは取り上げなかったが、すでに部分的に村上源氏に関係していくつかの研究がなされ、その一部を本文の中で紹介したし、大略は図3村上源氏略系図の中で示した通りである。

久我東町遺跡については、一部ではあるが遺跡の性格について若干の予測を既に述べた⁽²⁶⁾。当論考作成の段階でも館の主が誰であるのか解明に努めたが、果たせなかった。久我荘には、久我家のみの所領だけでなく他の所領も散在していることから、これに関係する在地管理者や守護被官に関わるものかも知れない。また、久我新庄や西庄と呼ばれた新庄に関係するものかも知れないし、南北朝の動乱に際しての一時的なものかも知れない。仮に久我荘に関係するものとしたならば、屋敷地の規模から名主や何々殿と呼ばれたクラスのものでないことは明らかである。垣内で説明した三角垣内に関係する面積があり、これが参考になるかもしれない。また、屋敷で取り扱

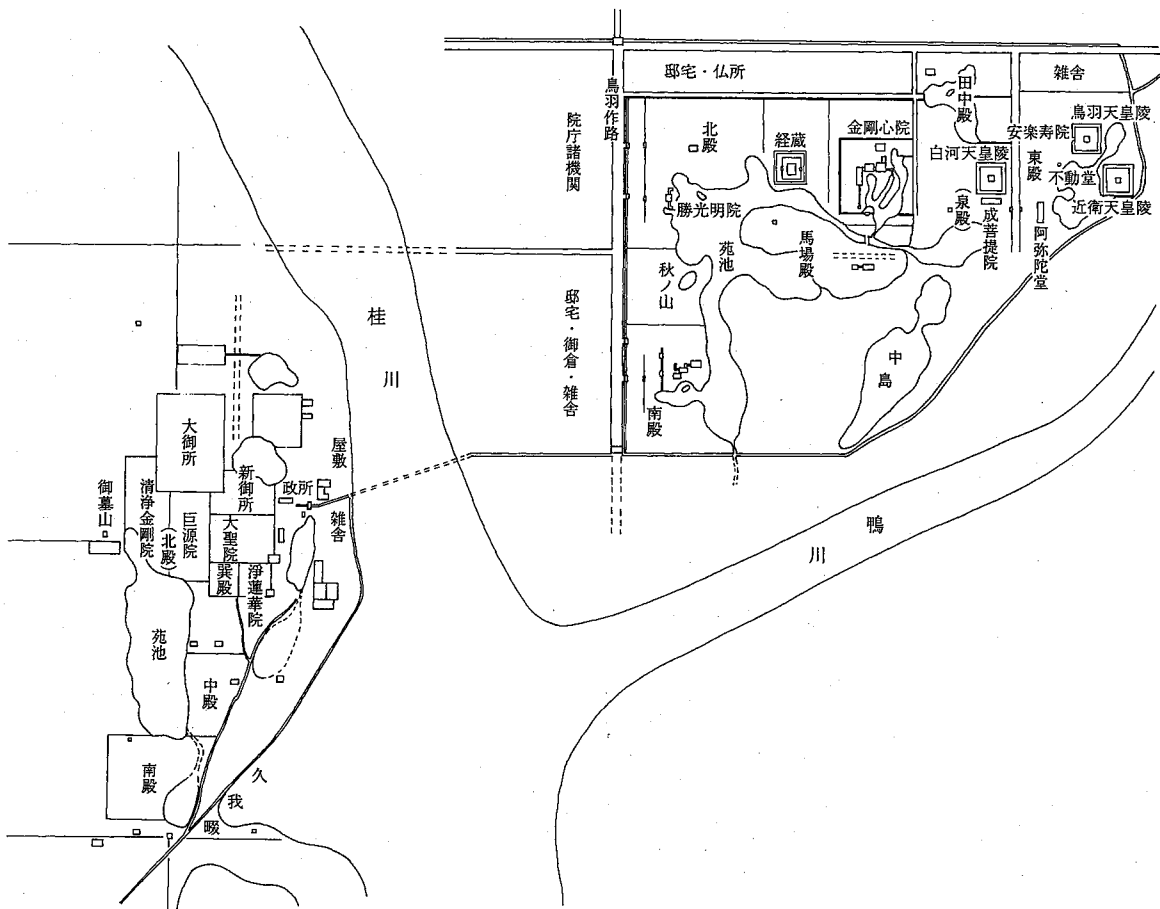


図17 鳥羽殿と久我殿関係図

った中には、下司である成次名の屋敷にあたるものが見当たらず、これに関係するものかも知れない。それにしても、ごく短期間の遺跡である説明がつかない。いずれにしても『久我家文書』全体を分析して答えを出すだけの知識は私にはなく、諸氏にお願いするしかない。

「鳥羽殿と久我殿」では、両殿の比較を行いその構成が共通することを明らかにできた。鳥羽殿は京内の「寝殿造」や離宮・山荘の構成、御陵（墓所）と陵寝寺（寺・堂）の構成、御所（邸宅）と厨町（御倉町）の構成など、これらの構成や変遷を受け継いで完成したものと考えた。その造営実態は、その規模が他に例を見ないほど大規模であり、質的にも量的にも当時の文化を網羅していることを発掘調査が証明している。この鳥羽殿を規模的にも機能的にもひとまわり小さくしたものが久我殿と言えるだろう。法皇の鳥羽殿、これに次ぐ摂関家藤原氏の宇治殿、これに次ぐ清華家筆頭の久我氏の久我殿と各々の特長を持つものと思われるが、これからの課題である。一つ言えることは、鳥羽殿や宇治殿そして久我殿の構成は、従来の広義の「寝殿造」の流れの上に成立していることには違いないが（図18参照）、その範疇から区別すべき内容を持っていることである。こうしたことから、「寝殿造」系邸宅から鳥羽殿や久我殿のような邸宅へそして「書

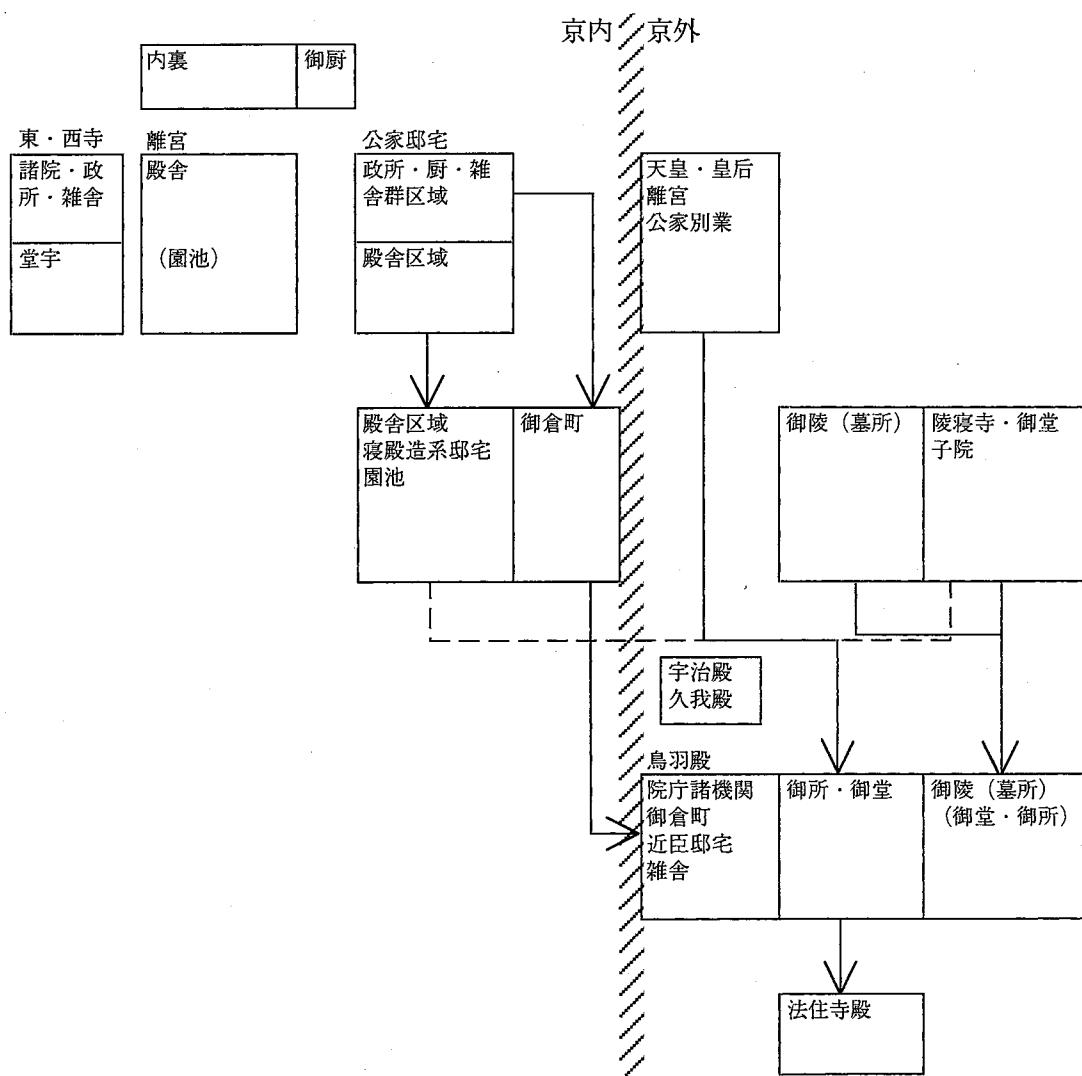


図18 平安時代邸宅の変遷

院造」系邸宅へと解釈することで、その構成や内容をスムーズに理解できるものとする。久我殿の歴史は長く、南殿や北殿の造営段階から大御所や新御所の段階へと変遷している。当然建築様式も平安時代の流れから中世のものへと変遷しているものと理解すべきであろう⁽²⁷⁾。したがって、この遺跡「久我殿」は、久我殿およびその家政機関、さらに久我荘の荘園管理機関などを含み、京の文化の変遷を知ることのできる重要な遺跡と言っても過言ではなからう。

京郊には、京の中の邸宅とは別に平安時代から中世にかけて公家や武家による別業が営まれてきた。こうした一つに久我殿が位置付けられ、その形をここに明らかにできたものと思う。また、史料からその内容まではわからないが、御所と御堂と御墓所の構成は、杉山信三「院家建築の研究」の内容と変わりはなく、ここに「久我氏の院家」を付け加えることができたものと思う。ただ、久我殿は周辺に久我家領という所領を合わせ持つことで、経済的基盤をも直接確保しているところに大きな特色がある。その地の下司や名主を直接支配し、土地を直接管理できた意味は久我家の経営に大きく寄与したものと思える。また逆に、地下衆との関係を深く結びつけることにもなり、久我荘の安定にもつながった。鎌倉時代から今日まで続くとされる千種祭は、久我殿を今に伝える生きた証人と言えるだろう。

こうした京郊公家邸宅の類例は他にも存在する⁽²⁸⁾が、史料からこれらを把握するには限界がある。また史料が存在したとしても、それは表面でしかなく、裏に隠れた実態までは明らかにしてくれない。京郊田園地帯の中に静かに眠り、京の文化を継承してきた久我荘も、開発の渦に巻き込まれ大きく変貌しようとしている。

本論考の執筆に際し、杉山信三先生ならびに中山修一先生からは貴重な御助言を頂いた。また、玉城玲子、仁木 宏、原 秀樹、福島克彦の各氏には多くの御教示を頂くことができた。記して感謝申し上げたい。

註

- (1) a 杉山 博「中世第30図 室町期（応永年間）荘園の内部構造」『日本歴史地図』 全国教育図書 1956年。
『久我家文書』検注関係史料から中世の久我庄の土地利用の変遷を現地比定条里図に詳細に復原されたものである。久我家の邸宅や屋敷の位置、各坪の分割などが記されており、久我庄全体の様子がわかる。
b 渡辺澄夫「山城国久我上庄・同久我下庄」『畿内荘園の基礎構造』。
c 杉山 博『荘園解体過程の研究』 東京大学出版会 1959年。
d 岡野友彦「山城国久我荘の支配形態」『國史學』第125号 国史学会 1985年。
- (2) 長宗繁一「久我東町遺跡の主館」『平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集 1993年。
- (3) 岡野友彦氏は久我東町遺跡の調査成果に注目され、久我殿の発掘調査にも期待され、多くの論考資料をお送りいただいた。当論考を記す端緒にもなったことを述べ、記して感謝申し上げたい。
- (4) 「久我村」『史料京都の歴史』16伏見区 京都市 平凡社 1991年。
- (5) 前掲書註(4)。
- (6) 長宗繁一「乙訓郡羽束師の条里制遺構」『条里制研究』第4号 条里制研究会 1988年。

- (7) 角田文衛「村上源氏の埜域」『古代學』第16巻第2～4号合併号 1969年。
左京区田中玄京町の浄妙庵のそばに具平親王の火葬墓が位置していることを述べられている。見取図として第3巻829-8に廟所の絵図がある。
- (8) 岡野友彦「中世前期の「久我家文書」と久我家の歴史」『國學院大學図書館紀要』第1号 國學院大學 1989年。
- (9) 角田文衛「村上源氏の土御門第一平安京閑話(21)-」『古代文化』第28巻第2号 1976年。
宝徳4年(1452)『源宗瑞敷地寄進状』の『故土御門中将有通朝臣敷地指図』と『土御門家敷地相伝系図』が示されている。具平親王から師房、顕房、雅実さらに後へ、村上源氏流敷地として相伝されたことがわかる。土御門家が途絶え、この敷地は大徳寺に寄進された。
- (10) 吉村茂樹「醍醐寺無量光院の創立と肥後山鹿荘-醍醐寺と村上源氏との関係-」『古代學』第6巻第4号 (財)古代学協会 1958年。
- (11) a『醍醐寺雜事記』上醍醐一乗院の項参照。
b 杉山信三『院家建築の研究』吉川弘文館 1981年。
c 前掲書註(10)。
- (12) 岡野友彦「山城国久我荘の千種祭について」『日本歴史』第488号 吉川弘文館 1989年。
岡野氏は、この記事の4月11日は千種祭が行われる4月最初の巳の日にあたり、記事中にある「祭礼」はこれにあたることを述べられている。また久我通言の亭を検注帳の「大御所」、前右府久我豊通の新造を「新御所」にあたるものと考えられている。しかし、応永期からは離れ過ぎていること、また豊通の隠居に際しての「新造」邸宅と考えた方がより自然でありすぐには検注帳「新御所」とは結びつかないものと思われる。
- (13) a 川勝政太郎「京都妙真寺の異形寶篋印塔」『史跡と美術』第37号 1933年 史迹・美術同巧会 1933年。
b 能勢丑三「鏡山鳥影寶篋印塔(上)・(下)」『史跡と美術』第74・75号 史迹・美術同巧会 1937年。
c 岡野友彦「山城国乙訓郡久我村風土記「老諺集」について」『ぐんしょ16』続群書類従完成会 1994年。
これらの論考からこの塔は、塔身の四隅に鳥(梟・ふくろうに似た)の形を彫り込むことを特徴とすること。もとは久我の仏光寺という寺にあったと伝えられ、これが真福寺へ、さらに妙法寺と合併、そして妙真寺となり、現在は左京区北村美術館に所蔵されているとのことである。「山城名勝志」には久我雅通の塔とある。別に道源禅師の母の塔、鶴姫の墓などの伝説があるとのこと。能勢氏は同種のものは鎌倉時代の寶篋印塔として3例しかなく、仏教美術上貴重な資料と述べられている。
- (14) 前掲書註(12)。
岡野氏は菱妻神社の千種祭は、その神輿の道順が久我家の邸宅と密接に関係したものであることを明らかにされ、この祭が中世より続けられてきたことを述べられている。『老諺集』の記載の通り、かつては、五月最初の巳ないしは中の巳の日に行われ、現在は五月第一日曜日に菱妻神社から御旅所へ渡御、一週間の安置を経て五月第二日曜日神輿に乗せられ還御になるとのことである。また、同書には検注帳より「応永期における久我荘の集落景観」が復原図として掲載され御所や屋敷の位置が示されている。
- (15) 東京大学史料編纂所「山城国葛野乙訓郡条里補考」『史林』32-2 史学研究会 1949年。
- (16) 長岡京跡小字名については以下の資料で説明されている。
a 高橋美久二「長岡京の地区割」『埋蔵文化財発掘調査概報(1977)』 京都府教育委員会 1977年。

久我殿

- b 「資料2 長岡京域大小字名一覧」付図『長岡京』第27号 長岡京跡発掘調査研究所 1983年。
- (17) これまでに4回の調査を実施している。
- a 長宗繁一・本弥八郎・鈴木廣司「長岡京左京四条四坊他」『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1984年。
- b 鈴木廣司・長宗繁一「久我東町遺跡」『昭和59年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1987年。
- c 長宗繁一・鈴木廣司「久我東町遺跡」『昭和61年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1989年。
- d 長宗繁一「久我東町遺跡」『昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1991年。
- (18) 3回の調査を実施している。
- a 長宗繁一・吉崎伸・鈴木廣司「長岡京左京四条三・四坊」『昭和62年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1991年。
- b 長宗繁一・吉崎伸・鈴木廣司「羽束師志水町遺跡」『昭和63年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1993年。
- c 鈴木廣司・吉崎伸・長宗繁一「羽束師志水町遺跡」『平成元年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1994年。
- (19) 2回の調査を実施している。
- a 昭和55年宅地造成のため発掘調査 未報告。
- b 長宗繁一「長岡京左京四条四坊立会調査」『平成4年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1995年。
- (20) 北殿と記載されるものには、久我庄の下司名である成次名の所有田畠を記した「久我本莊成次分坪付」(第1巻、148、応永6年(1399)正月)の中に次のものがある。
- 久我里二坪 二反 下司給 六斗代 北殿給
棕下里九坪 大十二歩 六斗代 北殿
村田里廿七坪 一反半 六斗代 北殿
卅一坪 一反大 六斗代 北殿
- (21) 『老諺集』釣殿の項、検注帳以外にも「久我莊名田・散田等帳」(第1巻、438-(1)、永正11年(1515))などに木備田里に釣殿の記載がある。
- (22) a 岡野友彦「中院流家領目録草案」(『古文書研究第29号』日本古文書学会 1988年)。
b 前掲書註(7)。
具平親王の墓については、角田文衛氏の研究があり、村上源氏一門の墓所について明らかにされている。北白川にあるこの墓所にも御堂が造られていたことがわかるし、もとは具平親王の山莊を想定されている。
- (23) a 鈴木久男・長宗繁一「鳥羽殿」『平安京提要』(財)古代学協会・古代学研究所 角川書店 1994年。
b 長宗繁一「寝殿造の遺構」『季刊考古学』第49号 特集平安京跡発掘 雄山閣出版 1994年。
- (24) 推定大智院跡の調査については、杉山信三・長宗繁一『醍醐寺境内地に於ける埋蔵文化財発掘調査概報』醍醐寺・鳥羽離宮研究所 1976年 を参照。

- (25) 栢杜遺跡大蔵卿堂跡については、杉山信三『栢杜遺跡調査概報』鳥羽離宮研究所 1974年を参照。
図3 村上源氏略系図に示したように、大智院は堀川左大臣源俊房の建立したものである。俊房に続く師時・師行は鳥羽殿の勝光明院などの造営に深くかかわり、師行自身は醍醐寺に南接する場所に大蔵卿堂（八角円堂）を建立する。
- (26) 前掲書註（2）。
- (27) 川上 貢『日本中世住宅の研究』墨水書房 1968年。
鎌倉・室町時代の京内外の御所・院御所・公家邸宅を取り上げられ、内部施設の構成、寢殿の間取りなどについてその変遷を明らかにされている。
- (28) a 前掲書（27）。
b 北山殿 赤松俊秀「寺史」『鹿苑』鹿苑寺 1955年に、西園寺家「北山第」の御所・御堂・苑池の造営について述べられている。
c 日野殿 「史料京都の歴史」16伏見区には、永承6年（1051）藤原資業が日野に隠居し山荘を造営するのが見え、承保2年（1078）までには法界寺が建立されていることがわかる。その後、藤原宗忠の『中右記』に日野観音堂・塔・弥勒堂・阿弥陀堂・新堂・三間四面小堂などが見える。法界寺に鎌倉時代の阿弥陀堂が現存する。

